

# 扶桑略記の研究

平 田 俊 春

## 第一章 序 言

### 第二章 扶桑略記引用の現存書

#### 第一節 出典を記するもの

#### 第二節 出典を記さないもの

#### 第三節 扶桑略記引用の形式と態度

### 第三章 扶桑略記引用の逸書

#### 第一節 出典を記するもの

#### 第二節 出典を記さないもの

### 第四章 扶桑略記の基本になつた書

### 第五章 余 言

## 第一章 序 言

扶桑略記三十卷は、神武天皇より堀河天皇寛治八年に至る国史であつて、阿闍梨皇円の撰と伝えられるが、<sup>(註一)</sup>朝廷の国史編纂の絶えたのちにおける私撰の国史中の白眉として、史籍集覧や国史大系に収められ、国史研究上の根幹的な史料の一とされてをり、この書のみによつて論定されている重大な史的事実も少なくない。

しかも扶桑略記は仏教関係の記事を中心とした国史書として特異な性格をもち、いわば最初の日本仏教史概観として元亨釈書に先駆するものであつた。そして後世の史書、とくに仏教史書、並に年代記類に対する影響は極めて大きく、試みにこの書を基とし、あるいはこの書を材料としているものを座右から挙げてみても、

(註三) 水鏡、愚管抄、上宮太子拾遺記、南都七大寺縁起、元亨釈書、七大寺年表、仏法伝来次第、古事

談、濫觴抄、伊呂波字類抄、年中行事秘抄、一代要記、仁寿鏡、帝王編年記、東寺王代記、歴代皇紀、皇年代略

記

(註三) などがある。この点において、扶桑略記の史学史上における位置は極めて重要なものがある。

しかるにこの書の史的批判は未だなされてい(註四)ないので、私はここにこれを試みてみたのであるが、なお考究の至らないところも多いであろう。大方の御示教を切望する次第である。

(註一) 扶桑略記は元来、三十巻あつたが、今日はその第一巻、ならびに第七巻より第十九巻に至る部分はわずかの抄記を存するのみで、完全なのは残りの十六巻に過ぎない。第三十巻は堀河天皇の寛治八年三月二日に終り、かつ天皇を「今上天皇」と記しているので、堀河天皇の時代にできたものと推定される。恐らく巻頭には、帝王編年記の如く編者の序文が有つて、編集の趣意が記されてあつたと思われるが、第一巻闕失のためこれを知ることができない。本文中に編者の身分を記したらしいものとしては延久四年の条の分註に「隠者伝聞、為後日記之、定多誤也」とある一条に過ぎない。本朝書籍目録には扶桑略記の著者として「阿闍梨皇円抄」とある。皇円は法然上人の師として、法然上人行状画図に「久安三年四月八日、この児(○法然)を相共して功德院肥後阿闍梨皇円のもとにゆきて入室せしむ、彼皇円は栗田関白四代の後、参河権守重兼が嫡男少納言資隆朝臣の長兄、相生の皇覚法橋の弟子、時の明匠、一山の雄才なり」とある人である。画図翼賛の分註には、その没年として「一書ニ嘉応元年六月十三日夜半ノトイヘリ」と記している。この皇円が堀河天皇の時代に略記を偏纂したと考えられるのであるが、これにはなお問題もないわけではない。皇円の年令は不明であるが、尊卑分脈によると、その伯父兼基は永久四年十月一日、五十三を以て卒したとあり、皇円の父重兼がそれより三才の弟としても堀河天皇の初年たる寛治元年に二十一、堀河天皇の末年たる嘉承元年に四十、皇円が仮にその二十才の時の子として法然入門の久安三年は六十二才、死去の嘉応元年は九十四才となる。これが皇円の年令としてい(註五)わばギリギリの計算であるが、これによつても嘉承元年にはようやく二十一才に達するに過ぎないのであり、皇円が二十一才でこの書を著作したと考えるのはやや無理の感がする。もつともこれは分脈が兼基と重兼の兄弟の順を誤つていたとすれば解決される問題であるが、これについては今後の検討を必要とするであろう。

(註二) 拙著「平安時代の研究」所収「水鏡の史的批判」参照。

(註三) これらの引用書の中に扶桑略記の殘闕を補うべき佚文がかなりある。これは近くまとめて発表することになっている。  
 (註四) 略記に関する批判として、古く皇年代略記に「此記者、堅固沙門之抄物、有參差事也、不可引用之由、先賢示之者也」とあるのは、注目される。

## 第二章 扶桑略記引用の現存書

扶桑略記はその叙述に際して、引用史料の出典を註記しているところが多い。これはわが史学史上に一新例と開いたものとして深く注意すべきことであるとともに、その引用の史料には今日湮滅して、わずかに略記によつて伝えられているものが少なくないのであり、また今日、現存する史料については、それぞれ一つの異本としての意義をもっているのである。

そこで、まず扶桑略記の引用書で現存しているもの、またその出典を記してなくてもその所拠の書が現存しているものと、略記の記事とを一々比較して、異本としての価値を考えるとともに、扶桑略記の引用の形式、並にその引抄の方法を明かにして、逸書を考察する際の参考としようと思う。

### 第一節 出典を記するもの

#### 甲、国史実録類

(一) 日本書紀 扶桑略記が日本書紀によることを記しているのは、推古天皇三十二年の条に「已上日本紀廿二之抄記」とあり、持統天皇七年の条に「已上出日本書紀第三十卷」とあり、その他には景行天皇の条に「国史云」とあるだけであるが、日本書紀の扱っている神武天皇(註一)の条から持統天皇の条までの間に日本書紀に基づき記事が各天皇の条に見える。これは書紀が古代史の根本史料たる点において当然のことであり、略記の編者もこれを堅持したと考

えられようが、実はその間において欽明天皇三十二年の条から皇極天皇に至る部分——聖徳太子伝暦の扱っている部分——においては全く聖徳太子伝暦が基になり、書紀の記事はそれに附加された形になっている。たとえば敏達天皇の条は元年正月朔日、二年、三年、六年十月、七年から十四年に至るまですべて伝暦によつており、書紀に基づいてゐるのは元年四月、同五月、四年、五年のみである、用明、崇峻両天皇の条は、前紀、後紀、並に用明天皇二年五月、崇峻天皇二年三月を除く外は、すべて伝暦の記事である。推古天皇の条は十一年十一月十二日、十八年、二十六年、二十七年、二十八年、三十二年、三十四年、三十六年が書紀により、その他、四天王寺縁起を引抄した条があるのみで、大部分は伝暦の引抄である。舒明天皇、皇極天皇の条も大部分、伝暦の引抄で、書紀による記事は極めて僅かである。伝暦については後条を参照されたいが、同書は仏教史としては略記に先駆するものであり、また所々に出典を記しており、略記が仏教的立場を主として撰した国史として、伝暦の後をうけていることをここに知ることができるのである。けだし伝暦は丁度、欽明天皇の時代に伝教が渡来した以後の歴史を記したものである、略記編者はこれを根幹にするとともに、年代記としての形を整えるために書紀の記事を中訳的に取り入れたものであろう。そして同書についての出典を殆んど註せず、混合して記述している。

このように書紀は略記においては極めて軽く取扱われているが、これと表裏する現象として、略記に抄出の書紀の記事には年月の誤りが非常に多いことが注意される。たとえば、

雄略天皇元年十一月の条は前紀の誤、同八年同年の条は同七年七月の誤、同九年の条は同八年の誤

仁賢天皇二年二月の条は元年の誤

継体天皇廿一年丙午の条は二十年丙午の誤、同廿二年丁未の条は廿一年丁未の誤、廿三年戊申の条は廿三年己酉の誤、廿三年戊申十一月の条は廿二年戊申の誤

欽明天皇廿三年二月の条は同年七月の誤

推古天皇十三年壬申の条及び同年の条は同廿三年壬午の誤、同廿三年二月の条は同年七月の誤

舒明天皇十一年十月の条は同十年十月の誤

皇極天皇元年同年の条は同三年三月の誤

孝徳天皇大化元年八省百官の条は五年の誤、同四年の条は三年の誤、同五年五月の条は同年六月の誤

齊明天皇六年三月漏刻の条は同年六月の誤

天智天皇三年三月の条は同年五月の誤、同四年百済国男女の条は同五年の誤、同五年正月智申の条は同年是冬の

誤、同六年正月の条は同年三月の誤、同七年五月甘露の条は天武天皇七年十月の誤、同年十二月地震の条は天武

天皇七年十二月の誤、同九年大蔵省の条および唐人の条は同八年の誤、同年讃岐国の条は同十年の誤

天武天皇元年七月二十七日丙辰の条は同年八月甲申の誤、同二年同年の条は同元年五月の誤、同七年三月地震の条

は同四年十一月の誤、同年十月十市皇女の条は同年四月の誤、同十年二月周防の条は同九年九月の誤、同十四年

五月および十月の条は同十三年の誤、同十五年七月信濃の条、八月七道諸国の条、および信濃の条は、それぞれ

同十四年十月、九月および十一月の誤

持統天皇元年是年大津皇子の条は朱鳥元年十月の誤、同年十二月の条は同二年十二月の誤、同四年七月兼内舎人の

条は同六年正月の誤、同年九月中納言の条は同年二月の誤、同八年五月大安寺の条は同十年の誤、同相模国の条

は同六年五月の誤

のごとくである。一体、扶桑略記の編者が年月日についてはずいぶん細心の注意を払っていることは、たとえば桓武天皇の条に、空海、最澄等の入唐に関する弘法大師伝、伝教大師伝の記事を抄するとともに、それに分註して「弘法

大師伝云、五月十二日入唐、伝教大師伝云、秋七月直指四海、又官符云、最澄和尚四月奉詔渡海、三文相違何、

とあり、また陽成天皇の貞観十九年閏二月、安然等の入唐したことを三代実録によつて記すとともに、これに分注して「安然和尚対受記云、安然以貞観十八年二月有入唐、私云、若貞観十九年歟、」とあるごときによつて窺われるのである。また年月の明かでないのは正直にこれを記している。たとえば、孝徳天皇白雉四年の条に「以上出慶氏往生記、但年代不慥」とあり、天智天皇七年の条に大安寺記の記事について「年月不慥」とあり、天武天皇十五年の条に弘福寺建立について「年月可考」とあり、陽成天皇元慶二年の条、延暦寺釈迦堂建立について「月日可勘」とあり、また元正天皇養老七年の条に施楽院悲田院建立の記事、および朱雀天皇元慶六年の条の延暦寺大日院建立の記事について「月可尋」、同じく天慶三年の将門追討記の記事について「月日不慥、追可勘入」と註している。このような細心の一面に上記のように書紀についての年月の誤が多いのはどうしたわけであろうか。一見、不思議の感を起させるが、実はこれら年月について著者が細い注意をはらっているのは殆んど寺院や仏教関係のことであり、これに対して上記の誤はすべて仏教に関係のないことなので、書紀を抄出する際に極めて粗雑な態度であつたのであらうと思われるのである。

つぎに日本書紀によることを特に註している推古天皇三十二年の条を検討してみると、これは日本書紀を基にしてゐるが、必ずしも原文のままではなく、しかもその中に伝暦の文を混入している。すなわち三書を比較してみると

日本書紀

扶桑略記

伝暦

三十二年夏四月丙午朔戊申、有二僧、  
執斧段祖父、時天皇聞之、召大臣、  
詔之曰、夫出家者頓歸三宝、具懷戒法、  
何無懺忌、輒犯惡逆、……………則惡逆

三十二年甲辰四月三日戊申、一僧以斧  
殺祖父、閭巷嘆曰、聖德太子在世、豈  
有此逆罪哉、道人尚以如此、何況俗人  
哉、乃為檢按僧尼同四月十八日壬戌、

甲申年、有二僧、以斧殺祖父、詔曰、  
豈有太子存、致此不孝乎、略録中云、  
夏四月一僧犯重罪、天皇詔曰、夫僧頓  
歸三宝、何犯惡逆、非独僧之罪、諸僧

僧及諸僧尼並將罪、於是百濟觀勒僧表  
 上以言、夫仏法自西域至漢經三百  
 歲、乃伝之至於百濟國、而僅一百年矣、  
 然我王聞日本天皇之賢哲、而貢上仏像  
 及内典、未滿三百歲、故當今時、以僧尼  
 未習法律、輒犯惡逆、是以諸僧尼惶懼  
 以不知所如、仰願其除惡逆者、以外僧  
 尼、悉赦而勿罪、是大功德也、天皇乃聽  
 之、戊午、詔曰、夫道人尚犯法、何以  
 誨俗人、故自今已後、任僧正僧都、  
 仍應檢按僧尼、壬戌、以觀勒僧為僧  
 正、以鞍部德積為僧都、即日、以阿曇  
 連爾名為法頭、秋九月甲戌朔丙子、校  
 寺及僧尼具錄其寺所造之緣、亦僧尼  
 入道之緣、及度之年月日也、當是時、  
 有寺四十六所、僧八百十六人、尼五百  
 六十九人、並一千三百八十五人、

始置僧正、百濟國僧觀勒始任其職、又  
 同日補僧都、未分大少、鞍部德積初  
 居其位、即日以阿曇連爾名為法頭、此  
 時本朝寺四十六院、僧八百十六人、尼五  
 百六十九人、僧正觀勒云、仏法自西域  
 至漢土歷三百歲、伝之至百濟國  
 僅一百年、此日本國未滿百年也、七十  
 二年也、(已上日本紀廿二之抄記)

亦有罪、爰百濟僧觀勒上表言、仏法自  
 西域至漢地經三百歲、乃伝百濟百  
 年之後、乃至天朝、今此僧未習法律、  
 輒犯惡逆、願除二僧、自外悉赦、天皇  
 聽之、詔曰、道人尚如此、何以誨俗人、  
 仍以觀勒為僧正、以鞍部德積為僧  
 都、自今以後宜校檢僧尼云々、此時  
 寺四十六院、僧八百十六口、尼百六十九  
 口、

略記はこの条に日本紀の抄記であることをわざわざ註しているが、必ずしも原文に忠実でない。書紀にも伝暦にも見えている道人云々の詔と、伝暦のみに見えている有太子云々の詔との二を結びつけて「閭巷歎曰」という風に作りかえ、また観勒が日本の僧尼の法律未習の原因として挙げた仏法伝来以来百年に満たざることを、その後に行われた寺院並に僧尼の調査のことと結びつけてのべている。編者が史料を引用する際に一種の作為を行つてゐることがここに推定されるのであり、また、このような作為にともない、僧都について「大少未分」とか、仏教伝来について「七

十二年也」ということを附加している。従つて、ここに日本紀の抄記とことわつてあつても、必ずしもそのままに信すべきでない一例とすることができよう。このような作為の例を、なお数条あげると、たとえば、允恭天皇の条に左の如くある。

日本書紀

二十三年春三月甲午朔庚子、立木梨輕皇子<sub>一</sub>為皇太子、容姿佳麗、見者自感、同母妹輕大娘皇女、亦艷妙也、太子恒念<sub>レ</sub>合大娘皇女<sub>一</sub>畏<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>罪、而默<sub>レ</sub>之、然感情既盛、殆將<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>死、爰以為徒空死者雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>罪、何<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>忍乎、遂竊通乃悒懷少息、因以歌之曰……………

二十四年夏六月、御膳羹汁凝以作<sub>レ</sub>氷、天皇異之下<sub>二</sub>其所由<sub>一</sub>、卜者日、有<sub>二</sub>内乱、盖親親相姦乎、時有<sub>レ</sub>人曰、木梨輕皇子姦<sub>二</sub>同母妹輕大娘皇女<sub>一</sub>、因以推問焉、辭既實也、太子是為<sub>二</sub>儲君<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>罪則流<sub>二</sub>輕大娘皇女於伊予<sub>一</sub>、

この両書を比較すると、略記は書紀の兩条を合わせて二十四年の条にまとめているが、その際に、書紀には太子が罪有らんことを恐れたとあるのを大娘のこととし、また書紀に太子の懐い少しく息まるとあるのは地の文であるが、略記ではこれを時人の言つたこととして、ここにも略記の編者の作為を見うるのである。また雄略天皇の条には左の如き例もある。

日本書紀

二十年冬、高麗王大發<sub>二</sub>軍兵<sub>一</sub>、伐<sub>二</sub>辰<sub>二</sub>百濟<sub>一</sub>、爰有<sub>二</sub>少許遺衆<sub>一</sub>、娶<sub>二</sub>居倉下<sub>一</sub>、……………高麗諸將言<sub>二</sub>於王<sub>一</sub>曰、……………請遂除之、王曰、不可矣、寡人聞、百濟國者、為<sub>二</sub>日本國之官家<sub>一</sub>、所<sub>二</sub>由来<sub>一</sub>遠久矣、又

扶桑略記

二十三年甲戌三月、以<sub>二</sub>木梨輕皇子<sub>一</sub>立<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>、淫乱殊盛、人謗之矣、二十四年乙亥六月、御膳羹汁凝而作<sub>レ</sub>氷、御器破分、天皇異占<sub>二</sub>其由緒<sub>一</sub>、奏曰、是有<sub>二</sub>内乱<sub>一</sub>、親々相姦、于<sub>レ</sub>時有<sub>レ</sub>人言、皇太子木梨姦<sub>二</sub>於同母姉輕大娘皇女<sub>一</sub>、竊通乃懷少息、推問之処、辭既實也、輕大娘容顏艷美、皇太子恒念<sub>二</sub>相合<sub>一</sub>、大娘恐<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>罪、不<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>諾、然太子其思殊甚、殆將<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>死、仍竊交通云々、詔曰、太子是儲君也、免<sub>二</sub>有其罪<sub>一</sub>、但大娘皇女配<sub>二</sub>流伊与國<sub>一</sub>焉、

扶桑略記

二十一年丁巳三月、百濟國為<sub>二</sub>高麗<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>滅、於是天皇更造<sub>二</sub>其國<sub>一</sub>、詔曰、百濟國為<sub>二</sub>日本國之官家<sub>一</sub>、所<sub>二</sub>由来<sub>一</sub>遠久矣、又彼王入仕<sub>二</sub>我朝<sub>一</sub>、四隣之所<sub>二</sub>共識<sub>一</sub>也、仍更造<sub>二</sub>其國<sub>一</sub>、

其王入仕<sup>三</sup>天皇<sup>一</sup>、四隣之所<sup>三</sup>共識<sup>二</sup>也、遂止<sup>レ</sup>之、  
二十一年春三月、天皇聞<sup>下</sup>百濟為高麗<sup>二</sup>所<sup>レ</sup>破、以<sup>三</sup>久麻那利<sup>一</sup>、  
賜<sup>三</sup>汶洲王<sup>一</sup>、救<sup>三</sup>興其國<sup>一</sup>、時人皆云、百濟國雖<sup>三</sup>屬既亡<sup>二</sup>聚<sup>三</sup>憂倉  
下<sup>一</sup>、實頼<sup>三</sup>於天皇<sup>一</sup>、更造<sup>三</sup>其國<sup>一</sup>、

略記のこの条も、書紀の二十年と二十一年の両条を二十一年の条にまとめたのであるが、その際に書紀には高麗王の言となつてゐるのを、略記には天皇の詔に作りかえてゐるのである。

以上の例を通じて、略記は書紀を抄出するにあたり非常に粗雑であり、かつ抄記する際に作為を加へることが知られる。このようにして生じた異説が書紀に対して、何等の権威をもたないのは当然であり、また引抄の書紀の記事も少ないので、書紀に対する限り略記の記事は余り役立たないといふべきであらう。

(二) 続日本紀 略記文武天皇前紀に「以下続日本紀四十卷略抄」とあり、続日本紀の扱つてゐる文武天皇から桓武天皇延暦十年にいたる記事は、続日本紀を基本としてゐる。ただ略記のこの部分において聖武天皇天平九年以後は抄本を存するのみであるから、後半の部分は詳しく対比することができないけれども、続記を基にしていることは明瞭にし得る。多くは出典を註してゐないが、文武天皇二年、四年、天平十八年、神護景雲四年、宝龜三年の条に「已上国史」と註し、天平宝字二年の条に「已上紀文」<sup>(註三)</sup>とあり、これらは他書による引用記事と混雑する恐れのある場合に附したものである。続記の条にも年月日の誤りが見出され、たとえば、

文武天皇二年十一月律令の条は同年十一月の誤、同大宝四年十一月周防の条は同三年七月の誤、同慶雲二年十二月

脱裳の条は同年十二月の誤、慶雲二年同年の条は同三年二月の誤

元明天皇和銅五年三月伊賀の条は同七月の誤、同六年十二月土佐の条は同七年五月の誤、同七年正月の条は同年二月の誤、同年二月の条は同年三月の誤、同年五月および同月の条は靈龜元年の誤、和銅八年八月丁丑の条は同年

## 九月二日の誤

元正天皇靈龜元年九月同月伯耆の条は同年五月の誤、同丹後の条は同年五月の誤

聖武天皇天平四年二月の条は同年五月の誤、同天平七年正月十七日は天平六年の誤

などがあるが、書紀にくらべると少ない。続日本紀の記事は多く編年的に抄記されていて、書紀の条に見たごとき作爲も見出されず、また引抄の記事も多いので、続紀の校異には役立つところが多い。

(三) 続日本後紀 この書は仁明天皇一代の国史で、略記の仁明天皇の条もこれを基にしていたであろうと思われるが、略記のこの部分は今日全く欠失し、ただ桓武天皇延暦二十四年の条に「国史云……已上」とある記事が続日本後紀天長十年十月二十日の条によつてることが知られるだけである。

(四) 文徳実録 この書は文徳天皇一代の国史で、略記の同天皇の条はこれを基にしていたであろうが、略記のこの部分も全く欠失し、わずかに陽成天皇元慶三年十月二十三日の条に、文徳実録嘉祥三年三月丙午の良岑宗貞出家の記事が抄記されているのみである。

(五) 三代実録 略記の光孝天皇の条の末尾に「已上三代実録五十卷抄記已了」とあり、三代実録の記している清和、陽成、光孝三天皇の時代の記事は、三代実録を基本にしている。ただし略記の清和天皇の条は今日、全く欠失しているので対比できないが、陽成、光孝両天皇の条は略記によるところが非常に多い。とくに光孝天皇の条は、前紀、元慶八年六月二十三日の或記による記事、仁和二年十月九日の条の知証大師伝による記事、並に同年九月二日の条を除いては全く三代実録によつてゐる。元慶元年正月、同五年十月、同七年三月二十六日、同八年三月二十六日、同九月二十日、仁和元年十月九日、同二年三月十四日、同七月二十二日、同十月十一日、同三年三月十四日などの条には、とくに「已上国史」と註してあるが、それらは引用が長文の場合か、または他書による記事と混じやすい場合

であり、それ以外にも三代実録によつてゐる部分是非常に多い。年月日の誤も殆んどなく、わずかに元慶八年五月二十五日が二十九日の誤であるくらいである。但し「渤海」を「唐」と混同して、元慶七年五月二日、同五日、元慶八年二月二十八日の条に、三代実録が「渤海」としてゐるのを「唐」に改めてゐる。

このような点で、略記は三代実録の校異の上にも重要な意味をもつてゐるが、更に注意すべきは現在の三代実録は一種の抄本であつて、詔勅や、親王公卿卒去の条の伝を省略して「云々」としてゐるところが少なくないが、それを略記によつて補うことができる条が多いことである。たとえば、

貞観十九年（元慶元年）四月九日の南淵年名伝、同年十一月三日の大江音人伝、同年十二月九日の詔

元慶三年二月二十五日の都良香伝、同年五月四日および八日の清和天皇出家の記事、（同年十月二十三日の遍昭伝もそれらしいと思われる）

元慶四年八月三十日の菅原是善伝、同五年十月十三日の高丘親王伝、同六年六月三日の遍昭奏状、同八年九月二

十日の恒貞覚王伝

仁和三年七月三十日の信乃国の記事

などがあり、これら国史の欠を補うものとして、略記の記事は極めて貴重である。

(六) 類聚国史 略記文武天皇大宝元年の条の分註に「小角相<sub>ニ</sub>値道公<sub>ニ</sub>之文、書<sub>ニ</sub>景戒記並類聚国史<sub>ニ</sub>とあるが、どの程度参考されてゐるか明かではない。

(七) 将門記 この書は奥書に「天慶三年六月中記之」とあり、将門の乱後、数ヶ月目に著作されたもので、将門の乱に関する根本史料である。略記天慶二年十一月、十二月および同三年二月一日から十四日に至る将門の乱に関する条は将門記を抄したもので、天慶二年十二月十五日、並に三年二月十三日の条に「合戦章云」として、この書に

よることを註している。これによつて将門記は平安時代の末に「合戦章」と呼ばれていたことが知られる。これらの条は大体に将門記の忠実な引抄であるが、その乱の発端についての記事は、両書を比較すると、略記には一つの作為が見られる。すなわち、

将門記

夫彼将門者……其父陸奥鎮守府將軍平良持也、……爰将門……

……交レ刃合戦矣、……始レ自野本石田大串取木等之宅迄至互力人々之小宅、皆悉焼巡、火遁出者驚矢而還、入火中、

叫喚、□之中、千年之貯伴於一時炎、又筑破真壁新治三箇郡伴類之舍宅五百余家、如員焼掃、哀哉、男女為火成薪、珍財為他成分、……以天慶二年十一月二十一日涉於常陸国、

……合戦之程、国軍三千人如員被討取也、将門隨兵僅千余人、三百余之宅烟滅、作於一旦之烟、屏風之西施、急取裸形之媿、府中之道俗、酷当為害之厄、金銀彫鞍、瑠璃塵匣、幾千幾万、若干家貯、若干珍財、誰採誰領矣、

この将門記の前半は将門が承平五年二月、伯父国香を討つために常陸国に討入つた際の記事である。略記の十一月二十一日の記事は、この承平五年の常陸討入と天慶二年の常陸討入の両記事をあわせて記したものであることは両書の文章を比較して明かであり、前に日本書紀の条で見たごとき作為がここにも行われていることが知られるのである。しかし概して忠実な引抄であり、将門記の伝本には欠文が多いので、これを校訂する上に参考になる点がある。<sup>(註二)</sup>

(八) 陸奥話記

この書は「陸奥物語」ともいい、いわゆる前九年の役に関する根本史料である。その末尾に「今抄三國解之文於衆口之話、註之一卷、但少生生千里外、定多紕謬、知実者正之而已」とあるが、その役後、

扶桑略記

(天慶二年)十一月二十一日、陸奥鎮守府前將軍從五位下故平

良持之男將門謀叛乱逆、率千余人兵軍、討攻於常陸国、合戦、舍宅皆悉焼廻、蟄居焼者迷烟不、去、遁火出者驚矢還入、

凡一国人物一旦焼滅矣、

間もなく著わされたものであろう。略記康平五年十二月二十八日の条に「奥州合戦記云……上<sup>巳</sup>」として、この書を引用しているので、当時、陸奥話記はこのように呼ばれていたことが知られる。そのほか、天喜五年九月二日、同十一月、同十二月、康平五年春月、康平六年二月などの条にもこの書を抄記しており、原本の校訂に役立つものがある。ただし文章を略抄したために、略記に誤りを生じたところもある。たとえば、康平五年十二月所引の記事に（括弧内の記事は略記に略された陸奥話記の文）

十一日〔鶏鳴〕襲<sup>ニ</sup>鳥海柵、〔行程十余里也、官軍未<sup>レ</sup>到之前〕宗任〔経清〕等棄<sup>レ</sup>城〔逃〕走<sup>ニ</sup>厨川柵、〔將軍入<sup>ニ</sup>鳥海柵、……將軍語<sup>ニ</sup>武則<sup>一</sup>曰……、武則拜謝、即襲<sup>ニ</sup>宗任所<sup>レ</sup>居斯和郡黒沢尻柵<sup>一</sup>拔<sup>レ</sup>之〕、所<sup>ニ</sup>射殺<sup>ニ</sup>賊徒三十二人、被<sup>レ</sup>疵迹者不<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>其員<sup>一</sup>、

とあり、略記のままに解すると賊徒三十二人が射殺されたのは鳥海柵攻撃の際のこととなるが、原文では黒沢尻柵においてであり、鳥海柵においては官軍到らざるうちに宗任らが逃走して戦わなかつたのである。これも略記の引抄の杜撰性を示すものであろう。

## 乙、伝記類

（一） 聖徳太子伝暦 この書は二巻より成り、その末文に編纂の趣旨について

聖徳太子入胎之始、在地之行、薨後之事、日本書紀、在四天王寺壁聖徳太子伝、並無名氏撰伝補闕記等、具載<sup>ニ</sup>

大概、不<sup>レ</sup>尽<sup>ニ</sup>委曲、而今逢<sup>ニ</sup>難波百濟寺老僧、出<sup>ニ</sup>古老録伝太子行事奇蹟之書三卷、与<sup>ニ</sup>四卷曆録<sup>一</sup>比校、年曆<sup>一</sup>

不<sup>ニ</sup>錯誤、余情大悦、載<sup>ニ</sup>此一曆、恐<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>言不<sup>レ</sup>経、覽者致<sup>レ</sup>晒、庶不<sup>レ</sup>遺<sup>ニ</sup>小説、胎<sup>ニ</sup>彼聖跡、豈<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>專輒潤<sup>ニ</sup>色妙徳<sup>一</sup>乎、

と記している。この撰者について古本の裏書に「延喜十七年九月蔵人頭兼輔撰」とあることにより、藤原猶雪氏は兼輔の作なることを主張されたが、和田英松博士は「これも未だ明徴なければ詳ならず」とされ、三宝絵詞に引用され

ているのにより、絵詞の撰された永観二年以前のものたることを推定するに止められた。(皇室御撰之研究) 日本書紀を基にし、諸説を綴輯したもので、書中に引用されたものに、四天王寺縁起、大唐国伝戒師僧名記伝、(註三) 七代記、四節文、曆録、略録などの名が見える。

さて略記が伝曆によることを註しているのは推古天皇二十九年太子薨去の条に「已上太子薨年二説、共出伝文」とある記事だけであるが、略記の欽明天皇三十二年から皇極天皇にいたるまでは、全く伝曆が根幹となり、書紀の記事はこれに附加されているに過ぎないことは書紀の条に述べたごとくである。このように、略記には略曆の引用が豊富であり、またその引抄も原文に忠実なので、略記は伝曆の一古抄本として、その校訂に非常に重要な意義をもっている。

(二) 家伝 この書は上下二巻より成り、上巻は大織冠鎌足の伝で、撰者は「大師」すなわち藤原仲麻呂であり、下巻は藤原武智麻呂の伝で、撰者は大安寺の僧延慶である。(註四) 坂本太郎博士によると、鎌足の死後、間もなくその伝が撰せられ、それが書紀の編修の資料に用いられ、またそれを基にして仲麻呂がこの伝を作つたものであろうといふ。(大化の改新の研究) 略記天智天皇八年、および九年の条に鎌足伝の記事を引抄して「已上家伝」とあり、和銅六年の条に武智麻呂伝の記事を引抄して「大織冠伝云……已上家伝」とある。大織冠伝が巻頭にあるので、家伝の代称としたのであろう。家伝の異本としては旧伏見宮家所蔵の大織冠伝の古写本が存するのみであり、略記の記事は本文校訂に資するに足るものがある。なお天智天皇八年の条に、「授大織冠以任大政大臣」とある家伝の記事を批判して、

私云、任大政大臣者其旨未詳、雖出家伝世全不知補大相国、若以任内大臣、書誤云大政大臣歟、  
慥可考訪而已、

とある。現在の家伝には「内大臣」とあるから、これは略記の編者のよつた家伝の誤りであること明かであるが、こ

れを指摘した編者は細心な注意をもつて引抄していたことを示している。

(三) 唐大和上東征伝　この書は鑑真渡海の艱難と来朝後の事蹟を記したもので、元開真人すなわち淡海三船の撰で、奥書に「宝亀十年歲次己未二月己卯撰」とある。また延暦僧録の思託伝に「思託述<sub>三</sub>和上行記、兼請<sub>三</sub>淡海真人元開<sub>三</sub>述<sub>三</sub>和上東行伝<sub>三</sub>」とあり、東行の史料は思託により提供されたものである。略記天平勝宝六年、鑑真入朝の記事は大部分、本書によつたのであるが、その出典を記して「已上出<sub>二</sub>本伝等<sub>一</sub>」とあるのは、その間に続日本紀の記事を若干はさんでいるからであろう。なお引抄の記事中、将来した経卷等の若干だけあげて多くを略しているので、特に「其書太多、由<sub>レ</sub>煩不<sub>レ</sub>註」と断わつてある。その他、敏達天皇の条の私註、天平七年三月沙門榮叡の記事も東征伝を抄したものである。この書には諸本があるが、略記の抄記にもまた校訂に参考すべきものがある。

(四) 叡山大師伝　伝教大師の弟子一乘仁忠の撰で、大師の伝記中もつとも確かなものである。略記延暦十六年の条に本書による出典を記して「伝教大師伝云……<sub>上</sub>」<sup>巴</sup>とあり、養老元年、並に延暦二十三年七月の条の分註に「伝教大師伝云」とあり、宝亀九年、延暦二十年の条に「已上本伝」とあり、延暦四年の条に「已上傳文」とあり、その他、延暦二十一年正月、同九月、延暦二十二年閏十月、および延暦二十四年の条に「已上」とある。略記の桓武天皇の条は今日、抄本しかないが、それには大師伝による記事が極めて多く、根幹として用いられている。大師は弘仁十四年に薨じたので、その年にいたるまでなお多く抄されてあつたと思われるが、略記が欠失し、今は水鏡により、弘仁五年、並に同十三年の条に、この伝による記事のあつたことが窺われるのみである。略記において伝教大師伝が多く引用されているのは、こののちにも叡山の座主の伝を多く引用していることとともに、この編者が叡山の僧侶であつたことを示すものである。このように略記に大師伝の所引が多いので、略記の文は大師伝の校訂の上にも役立つところが大きい。

(五) 慈覚大師伝 寛平入道親王すなわち齋世親王が「或考<sub>三</sub>之古記、或訪<sub>三</sub>門徒、拾<sub>三</sub>其行事、」その稿を成したが完成しないで没されたので、その子源英明が遺命により完成し、小野道風が清書して、天慶二年十一月、天台座主の下に送つたことがその末尾に見える。扶桑略記の抄本の最末である大同三年(国史大系本に二年とあるのは誤)の条に、慈覚大師の出家の記事、すなわち慈覚大師伝の最初のところが引抄せられ、出典を註して「已上本伝」とある。こののちの条には、この伝による引抄が多かつたであろうことは、伝教、智証両大師伝によつても察せられるのであるが、略記のこの後の条は欠失し、今日は水鏡により天長十年如法経書写、承和四年六月入唐、嘉祥元年七月帰朝等の記事があつたことを窺いうるのみである。

(六) 智証大師伝 この書は智証大師の値遇をうけた三善清行が延喜二年に撰したものである。その撰定は「和尚入室良勇十禅師委憶<sub>三</sub>和尚平生始終之事、同入室鴈与大法師引<sub>三</sub>勘和尚手中遺文、兼復同入室諸大法師衆口討論、乃令<sub>三</sub>最後入室耄然筆<sub>三</sub>授略記、其後付<sub>三</sub>善学士<sub>三</sub>令<sub>三</sub>撰<sub>三</sub>定<sub>三</sub>之、」という智証門下の協力によつてできたもので、国史編修の材料に供せんとされたのである。略記にはこの書による典拠を註して、貞観十九年の条に「智証大師伝云……已上」とあり、寛平二年十二月の条に「伝云」とあり、仁和四年正月、寛平三年十月二十八日の条に「已上傳文」とあり、元慶元年十二月二十一日、同七年三月、同五月の条に「已上傳」とあり、その他、仁和二年十月十一日の条の国史所引の文中に伝による記事あり、また延長五年十二月二十七日の条も本伝によつてゐる。これは大体に陽成、光孝、宇多の天皇の時代であり、これ以前の仁明、文徳、清和の諸天皇の条にもかなり多く抄記せられてあつたと思われるが、略記の欠失のため明かでなく、わずかに水鏡によつて、天長四年の条に登山、および出自の記事が抄記されてあつたことを知るに止まる。しかし略記に現存する条も大師伝の校訂に資するに足るものがある。たとえば、略記元慶七年五月の条に、大師伝による文を抄して

先<sup>(イ)</sup>是天台座主法眼和尚位<sup>(ロ)</sup>円珍住<sup>(ハ)</sup>本山、忽流<sup>(ニ)</sup>涙悲哽云、大唐天台山国清寺元璋大德昨夕入滅、無<sup>(ヘ)</sup>幾亦悲泣云、清觀大德亦以入滅、頻喪<sup>(ニ)</sup>法兄、不堪<sup>(ハ)</sup>毒慟、其後又哭泣甚悲言、我大唐請益之師良諳和尚奄忽遷化、貧道須<sup>(下)</sup>修<sup>(ニ)</sup>追福<sup>(ニ)</sup>致<sup>(ニ)</sup>門弟子之志、仍捨<sup>(ニ)</sup>調布五十端、於<sup>(ニ)</sup>延曆寺講堂<sup>(ニ)</sup>修<sup>(ニ)</sup>諷誦、當時聞<sup>(レ)</sup>之者、未<sup>(レ)</sup>有<sup>(レ)</sup>信矣、其後今月唐客來朝之日、相<sup>(ニ)</sup>語<sup>(ニ)</sup>元璋清觀兩公並良諳和尚遷化之日、

とあるが、原文には傍線の部分がなく、また「先<sup>(イ)</sup>是」が「元慶中」とあり、「唐客來朝之日相語云々」は「元慶七年、柏志貞到<sup>(ニ)</sup>著大宰府、天台国清寺諸僧並越州良諳和尚遺弟子等書信、並付<sup>(ニ)</sup>志貞<sup>(ニ)</sup>送<sup>(ニ)</sup>和尚、具錄<sup>(ニ)</sup>元璋並良諳和尚遷化之日」とある。これらのうち傍線の(イ)(ロ)は原文を略記中に書入れる際に形式を整えるために添えたことは明かであるが、(ハ)(ニ)は他書による書入れとも見られぬこともない。しかし日本高僧伝要文抄にもこの条が引抄され、それと一致しているのです、これらは大師伝の脱文か、または省略なることが知られる。ただし元慶七年云々を「唐客來朝」としたのは編者の作為である。これは略記の記事の前条に三代実録の「渤海客使」裴頌等來朝の記事があり、前にのべたように略記はこれを「唐客大使」と改めたのであるが、それとともに大師伝に見える柏志貞をその一行中の一人となつて來朝したことにして、五月の条に書き入れ、彼が託されてきた手紙の記事を彼の談話としたのである。

これは三代実録と、智証大師伝の別の場合の両記事を一つに結びあわせた際に、事実をまげているわけである。

(七) 天台南山無動寺建立和尚伝 この書は相応和尚の伝記で、撰者は不明である。略記にこの書による出典を記して、仁和四年九月、同十八年八月の条に「相応和尚伝云……<sup>伝文</sup>已上」とあり、寛平二年十二月の条に「相応和尚伝云、……<sup>已上</sup>可<sup>(レ)</sup>見<sup>(レ)</sup>伝、略」とあり、延喜十八年八月の条に「相尚和尚伝……<sup>已上</sup>」とあり、延喜十五年三月の条に「相応伝云……<sup>已上</sup>」とあり、延喜三年の条に「已上本伝」とあり、延喜十一年同年の条に「已上伝」とあり、延喜十八年十一月の条に「已上伝文」とある。大体、原文に忠実であるが、仁和四年九月の条は仁和元年の条に入るべ

きものを誤つて同条に入れたものである。なお古事談に略記の記事が所々にまとめて抄出してあるが、その卷第三に略記天曆八年の条にある「淨蔵呪<sub>三</sub>松盜賊<sub>二</sub>事」とともに、相応伝の抄記二条が記されており、これは清和天皇の時の記事で、略記の欠文たる清和天皇の条にあつた相応伝による抄記であることが原文との比較からも推定される。

(八) 尊意贈僧正伝　これも撰者は不明である。略記天慶元年の条に、この伝を抄記して「尊意座主伝云……尊公伝」とあり、天慶二年の条に「已上出尊意座主伝」とあり、延長三年、同七年三月、同八年六月、承平四年、同五年の条に「已上傳」とあり、天慶三年の条には単に「已上」と註し、延喜四年五月十一日の条には出典を記さずに引抄している。大体において原文を忠実に引抄しているが、延長三年の条においては、原文に七月十四日の宣旨に「始<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>今月十六日<sub>一</sub>三箇日間」の祈雨を命ぜられ、十九日更に勅して「七箇日」の延修を命ぜられたとあるのを、略記においては両度の詔を併せて、十四日に「始<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>今月十六日<sub>一</sub>七箇日間」の祈雨を命ぜられたようにしている。編者の常套の作為である。

(九) 慈慧大僧正伝　この書は群書類従本に「于時長元四年九月十九日記之」とあるのみで、撰者は不明とされているが、後拾遺往生伝良源の条に、この伝を抄記して、最後に「于時依<sub>二</sub>長元四年九月十二日<sub>一</sub>民部卿藤原齋信記略<sub>レ</sub>之」とあり、齋信の撰と思われる。略記承平五年十月の条に、この伝を抄記して「已上傳文」とあり、また応和三年八月の条にもこの書による書き入れがある。ただし承平五年の条は原文によれば、承平七年に入るべきものである。

(一〇) 道場法師伝　この書は都良香の作、本朝文粹に収められている。略記敏達天皇十四年の条に「已上本伝」として、殆んど全文が引載されている。日本高僧伝要文抄にも全文が引載されているが、略記の記事はそれとともに校訂に役立つものがある。

(一一) 恒貞親王伝　現在世に行われている群書類従本は金沢文庫本によつたもので、卷首一葉並に巻中の二、

三葉を脱し、作者は明かでない。しかるに略記天慶八年二月の条にこの書を引抄し、「亭子親王伝云……已上伝文、紀納言作」とある。これによつてこの伝は紀長谷雄の作なることが明かとなるのである。なお水鏡により承和九年の条にも本伝が抄されていたことが窺い得る。

(一一) 続浦島伝 作者不明、巻尾に延喜二十年に作つたことが見えている。略記雄略天皇二十二年の条に「続浦島伝云……已上続伝略抄」として忠実に抄してあり、校訂に役立つものがある。

(一二) 性空上人伝 この伝は花山法皇が長保四年三月六日、「密命三仙駕、問二上人行状一記レ之レ」したものである。朝野群載卷二に「書写山上人伝」として収められてある。略記寛弘四年の条に「伝云……已上」として、この伝の大部分を忠実に抄してある。

丙、靈驗記・往生伝類

(一) 日本靈異記 この書は延暦六年ころ、薬師寺僧景戒が撰したものである。雄略天皇より桓武天皇に至る因果応報等、靈異の話百十六条をのせているが、略記にはそのうち約二十条抄記され、その殆んどに典故を註している。その形式は、たとえば、白雉四年の条の末尾に「具如三奈良京薬師寺僧景戒靈異記二」とあり、推古天皇三十六年の条に「已上出三薬師寺景戒靈異記之文二」とあり、敏達天皇十四年および和銅四年の条に「已上出三靈異記二」とあり、欽明天皇三十二年および皇極天皇四年の条に「已上靈異記」とあり、齋明天皇七年の条に「已上出三景戒記二」とあり、慶雲二年、宝龜十年の条に「靈異記云……已上異記」とあり、大化二年、斉明七年、文武天皇三年、天平元年、天平十七年の条に「已上異記」とあり、必ずしも一定していない。その他、靈龜二年、文武天皇四年、天平元年二月九日、同十八日、天平二十一年、天平感宝元年の条に典故を記さないで引抄している。そして靈異記の記事はただ某天皇の御代として、年月を記してないので、略記も「同御代」(欽明天皇三十二年、斉明天皇七年)、「同御時」(斉明天皇七

年、「同代」(推古天皇三十六年、皇極天皇四年、和銅八年)のごとくにして、それぞれの天皇の条の末尾に附記しているが、それでも年にかける手がかりがあると、かなり苦心して本文に入れていた。たとへば、大化二年、白雉四年、文武天皇三年の条のときがそれである。引用の記事は大体において原文に忠実であるが、斉明天皇の条の記事は左の如く靈異記の二つの記事を一にして、大きな作為をしている。

日本靈異記上

日本靈異記中

扶桑略記

(儉用子物、作牛役之示異表、緣第十) 大和国添上郡山村中里、昔有直掠家長公、当二十二月、依方広経、懺悔先罪、告使人云、応請一禪師、其使人問曰、請何寺師、答曰不扱其寺、随遇面請、使随願得難行一僧、歸家、家主信供養、其夜礼経已訖、僧將息時、檀主設以被覆之、僧即以念、明日得物不如取、被覆出、時有聲莫盜其被、僧大驚疑、願窺家中、未見人、唯有牛一立、家倉下、僧進牛边、牛語僧言、吾者此家長之父也、吾先世為欲与人、不告吾人、取稻十束、所以今受牛身、而償先債、汝見出家、何輒盜被乎、欲知其事虛実、為我設座、当三上居、応知其父、於是僧即大愧、還止宿处、明朝事行既訖之曰、令他人遠却、然後召集親族、

(奉写法華経、因供養、顯母作女牛之因、緣第十五) 高橋連東人者、伊賀国山田郡噉代里人也、大富饒財、奉為母写法華経、以盟之曰、請於我願、有縁之師、欲所濟度、嚴法会、訖將供、明日而試、使曰、值第一、以為我縁師、有修法状、不過必請、其使随願出門、試往至於同郡御谷之里、見有乞者、鉢囊懸肘、醉酒臥路、姓名未詳、有伎戲人、剃髮懸繩、以為袈裟、雖為然猶曾不覺知、使見起礼、勸請歸家、願主見之信心敬礼、一日一夜家内隱居、頓作法服、以之奉施、爰乞者問之、所以者何、答曰、請令誦法花経、乞者我无所学、唯誦持般若陀羅尼、乞食活命、願主猶請、乞者思議、不如竊逃、兼心知逃制、人令守、彼夜請師夢見、赤

(斉明天皇七年) 又同御時、大和国添上郡山村中里、有直掠家長公、至誠為亡母、修少善、差使請師、命曰、以先值僧將為講師、路遇一僧、致敬延請、僧察受其請、到檀主宅、念无所知、之出、于時此宅内有牝牛、來告僧曰、我是先生此家長之母也、我先世不知其子、私用稻十束、今吾因此罪、受牛身、而償先債、若欲知其虚実、為吾可設座、吾方居其上、僧聞畢、昇高座、具陳本末、檀主悲泣、堂後敷座云、事若実者、我母可就此座、即時牛漸步來、臥其座上、於是親族流涕、為牛修善、即日牛斃、已上出景戒記、私云、雖出靈異記文、斯条頗巨、信用夫蓄生之言語、劫初時同人、豈臨像法末、輒有正音哉、若以夢内之妄想、誤録、覺

具陳<sub>レ</sub>先事、檀越既起<sub>二</sub>慈悲心<sub>一</sub>、而就<sub>二</sub>牛  
 辺<sub>レ</sub>敷<sub>レ</sub>藁<sub>レ</sub>白言、実吾父者、可<sub>レ</sub>就<sub>二</sub>此座<sub>一</sub>、  
 牛屈<sub>レ</sub>膝而臥<sub>二</sub>座上<sub>一</sub>者、諸親出声<sub>レ</sub>大啼泣  
 言、実吾父矣、便起礼拝而白<sub>レ</sub>牛言、先  
 時所令成<sub>二</sub>免<sub>一</sub>牛聞<sub>レ</sub>之流<sub>レ</sub>涙大息、即日申  
 時命終、然後以<sub>二</sub>覆被及財物<sub>一</sub>、而施<sub>二</sub>其  
 師<sub>一</sub>、更為<sub>二</sub>其父<sub>一</sub>広修<sub>二</sub>功德<sub>一</sub>、因果之理是  
 不<sub>レ</sub>信哉、

特<sub>レ</sub>来至告言、我<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>長<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>母<sub>レ</sub>也<sub>一</sub>、是<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>牛<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>  
 有<sub>レ</sub>赤<sub>レ</sub>牝<sub>レ</sub>牛<sub>一</sub>、其<sub>レ</sub>兒<sub>レ</sub>吾<sub>レ</sub>也<sub>一</sub>、我<sub>レ</sub>昔<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>儉<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>子  
 物<sub>一</sub>、所以<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>牛身<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>償<sub>二</sub>其<sub>レ</sub>債<sub>一</sub>、明日為  
 我<sub>レ</sub>將<sub>レ</sub>說<sub>二</sub>大<sub>レ</sub>乘<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>師<sub>一</sub>、故<sub>レ</sub>貴<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>啓<sub>レ</sub>告<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>、欲  
 知<sub>二</sub>虚<sub>レ</sub>実<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>說<sub>レ</sub>法<sub>一</sub>、堂裏<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>我<sub>レ</sub>敷<sub>レ</sub>座<sub>一</sub>、我  
 当<sub>二</sub>上<sub>レ</sub>居<sub>一</sub>、請<sub>レ</sub>師<sub>自<sub>二</sub>夢<sub>レ</sub>驚<sub>レ</sub>醒<sub>一</sub>心<sub>レ</sub>内<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>怪<sub>一</sub>、明  
 朝<sub>レ</sub>登<sub>レ</sub>講<sub>レ</sub>座<sub>一</sub>言、我<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>覺<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>願<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>心<sub>一</sub>  
 故<sub>レ</sub>登<sub>二</sub>此<sub>レ</sub>座<sub>一</sub>、唯<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>夢<sub>レ</sub>悟<sub>一</sub>、具<sub>レ</sub>陳<sub>二</sub>夢<sub>レ</sub>狀<sub>一</sub>、檀主  
 聞<sub>レ</sub>起<sub>敷<sub>レ</sub>座<sub>一</sub>、喚<sub>レ</sub>牝<sub>レ</sub>、牝<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>座<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>檀主<sub>レ</sub>大  
 哭<sub>レ</sub>言、実<sub>レ</sub>我<sub>レ</sub>母<sub>一</sub>、我<sub>レ</sub>曾<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>一</sub>、今<sub>レ</sub>我<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>免<sub>一</sub>、  
 牛聞<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>息、法<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>訖<sub>レ</sub>後、其<sub>レ</sub>牛<sub>レ</sub>即<sub>レ</sub>死<sub>一</sub>、法<sub>レ</sub>会<sub>レ</sub>之  
 衆<sub>レ</sub>悉<sub>レ</sub>皆<sub>レ</sub>号<sub>レ</sub>哭<sub>レ</sub>響<sub>二</sub>于<sub>レ</sub>堂<sub>レ</sub>庭<sub>一</sub>、往<sub>レ</sub>古<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>莫<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>斯  
 奇<sub>一</sub>、更為<sub>二</sub>其<sub>レ</sub>母<sub>一</sub>重<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>功德<sub>一</sub>、諒<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>、願<sub>レ</sub>主  
 願<sub>二</sub>母<sub>レ</sub>恩<sub>一</sub>、至<sub>レ</sub>深<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>信<sub>一</sub>、乞<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>誦<sub>二</sub>神<sub>レ</sub>哭<sub>レ</sub>積<sub>レ</sub>功  
 之<sub>レ</sub>驗<sub>レ</sub>也、</sub></sub>

前之実語一矣、覽者取捨、

この靈異記の説話は、上巻のは「直椋家長公」の父のことであり、中巻のは高橋連東人の母の話であつて、元来全く無関係のものである。しかし話の筋書が似ており、また中巻の設話の中に「我此家長母也」とあるのが、「直椋家長公」とあるのと一致しているので、略記の編者はこの二つの説話を一にまとめて「直椋家長公」の母の話を作つたのである。これはかなり無理な作為で、各所において諸書間の矛盾相違を指摘批判している編者の立場と矛盾するが、しかしまた、そのような緻密な批判的手腕によつて、この両説話を一のものとして観じて、このような作為をしたともいいうるであらう。略記の編者は欽明天皇三十二年の条に靈異記卷上「狐為妻令生子第二」の記事を記して

「私云、聖武天皇時名三野狐者是子歟」と批判しているが、これは靈異記卷中「力女掬力試縁第四」の三野狐と結びつけようとしたもので、この条と同じ態度である。なお牛との話のことが上巻では現実のこと、中巻では夢中のこととなつてゐるのを、略記の編者は本文では前者によるとともに、私言としては後者を取り、牛が話をする筈はなから恐らく「夢中之妄想」を誤つたのであらうといつてゐるのは、その合理主義的批判的立場をとつてゐることを示そうとしたものであらう。編者は日本仏教史として略記を編していくにあたり、靈異記の説話をも歴史的事実として編年的に本文の中に入れていつたのであるが、その際にこのような批判と作為をも行つてゐるのは注意しなければならぬことである。

(二) 三宝絵詞　この書は永観二年、源為憲が撰して、冷泉院第二皇女尊子内親王に奉つたもの。上巻「仏宝」、中巻「法宝」、下巻「僧宝」の三巻より成るが、中巻に伝記類、下巻に縁起類の記事を含んでゐる。これは靈異記とともに、その他の書をも材料にしていて、たとへば、役行者の伝を記して

続日本紀、靈異記、居士小野仲広カ撰日本国ノ名僧伝記等ニ見ヘタリ、

とある。略記には白雉四年役行者の条、天武天皇九年薬師寺の条、大宝元年役行者の条、神亀四年長谷寺縁起の条、天平勝宝四年行基菩薩の条等に「為憲記云……上」としてこの書を引いてゐる。略記が靈異記を重要な資料としながら、この絵詞をも引抄したのは、絵詞が上記のように靈異記の外に、他書による記事を有しているので、これを補いとして採用したのであつて、実際に余り重視されていない。

(三) 日本往生極楽記　この書は寛和年間に慶滋保胤の撰するところ。その序に「檢國史及諸人別伝、有異相往生者、都盧四十余人、感歎伏膺、聊記操行」とあるが、略記にはそのうち十一人の伝を抄してゐる。その典拠を注するに、白雉四年智光頼光の伝、天延四年増祐の伝には「已上出慶氏往生記」とあり、延喜十七年の成意の伝、

天延二年の藤原義孝の伝には「已上出慶氏記」とあり、天慶八年無空の伝には「已上慶氏記」とあり、天元三年高階良臣伝には「往生記云……<sup>已上出</sup>慶氏記」とあり、延暦二十三年善謝の伝、康保三年空也の伝、永観二年千観の伝には「已上出往生記」とあり、貞元三年真覚の伝には「已上出往生伝」とあり、応和四年延昌の伝には単に「已上」とある。往生伝の記事中、姓名および死去年月の明かなものは殆んど採られている。年時の明でない智光頼光伝には「但年代不慥」と注し、成意伝は延喜十七年の条に「同比」としてかかげ、また千観伝には「私云、此内供之往生年来未詳、可考」と記している。大体、原文を忠実に抄してをり、この往生記には異本がないため本文校訂に資するところ少くない。

(四) 大日本法華驗記 この書は首楞嚴院沙門鎮源の撰するところ。類従本の序に「巨唐有寂法師、製於驗記、流布于世間、觀夫我朝古今未録、余幸生茲法繁盛之城……粗緝見聞、録為三卷、意旨為愚暗而作、專不為賢哲而作、長久之年季秋之月記矣」とあるが、長久之年は長久三年の誤写であろう。略記にこの書を抄し、その出典を注して、延喜元年八月の陽勝仙人の伝に「智源法師撰集法華驗記云……<sup>已上智源</sup>法師記也」とあり、延喜二十三年七月の同仙人の伝にも「叡山智源法師法華驗記云……<sup>已上出</sup>智源記」とあり、長保五年六月の増賀伝に「智源法師法華驗記云……<sup>已上</sup>とある。これによると「鎮源」は「智源」と同人であり、あるいは鎮源が誤つているのかも思われる。なおこの書は往生極樂記をも材料とし、同じ記事が多いので、略記は附随的に用いて、引抄記事も少ない。

#### 丁、縁起類

(一) 東大寺大仏記 これは東大寺大仏鑄造の顛末を記したもので、天平勝宝元年七月二十四日大仏殿完成の記念として作られたもの。東大寺要録(嘉承元年撰)に「六仏殿碑文障子銘文也」、朝野群載に「東大寺六仏殿仏前板文」、諸寺縁起集に「東大寺大仏堂鐫銘」として収められてある。略記天平勝宝元年十月二十四日の条に、「彼寺築立

障子伝記」として引抄され、また天平十五年十月十五日、天平十七年八月二十三日、天平十九年九月二十九日、天平勝宝四年三月および四月の条に大典を記さずして引抄してある。大体、原文を忠実に抄記してあるが、東大寺要録所収のものにもつとも近い。ただし天平勝宝元年の条は、かなり記述の構成がかえられている。すなわち

東大寺大仏記

扶桑略記

(一) 勝宝元年歲次己丑十月二十四日奉鑄已畢、三箇年八箇度奉鑄御体、以天平勝宝四年歲次壬辰三月十四日、始奉塗金、未畢之間、以同年四月九日儲於大會奉開眼也、  
(二) 金銅盧舍那佛像一軀、結跏趺坐、高五丈三尺五寸、面長一丈六尺……炭一万六千六百五十六斛、  
(三) 挾侍菩薩像二軀、並壘高各三丈……大仏殿一字二重十一間……殿戸十六間……塔二基、並七重……用熟銅七万五千五百二十斤五兩、白銀四百九斤十兩、鍊金一千五百十兩二分、  
(四) 鐘一口、高一丈三尺六寸……白鑄二千三百斤、  
(五) 大仏師從四位下國公鷹、大鑄師從五位下高市真國、從五位下柿本男玉、  
(六) 大工從五位下猪部百世、從五位下菅田繩手、

(一) 天平勝宝元年十月、同月二十四日、奉鑄東大寺大仏已畢、三箇年間八箇度奉鑄大仏、大仏師從四位下國公鷹、大鑄師從五位下高市大國、從五位下柿本男玉、或説云、宇佐宮命婦大倭囊利女、如行幸之儀式上洛、執行件事、奉鑄御体、  
(二) 金銅盧舍那佛像一軀、彼寺築立障子記云、結跏趺坐、高五丈三尺八寸、面長一丈六尺……炭一万八千六百五十六石、  
(三) 挾侍菩薩像二軀、並高各三丈、仏殿一字二重十一間……殿戸十六、建塔二基、並皆七重……用鍊金一千五百十兩二分、熟銅七万五千五百二十斤、白銀四百九十斤十兩、  
(四) 大工從五位下猪名部百世、從五位下益田繩手、又造峯椽、高十五丈、講堂厨坊食屋戒院宮舍僧房皆悉備具、  
(五) 鑄鐘一口、高一丈三尺六寸……白鑄四百九十斤、(中略)  
(六) 四年三月十四日、東大寺大仏殿奉塗金、四月九日乙酉東大寺塗金未畢間、設於大會、

略記の文だけを一見すると、大仏記の記事は「彼寺築立障子記云」以下のみのごとくであるが、実はそれ以前の記事も大仏記に基づいている。このようにある史料によつて記す場合、まづその年に該当する記事を引抄してかかげ、その後その史料の名を記して、その事件の由来や事情を記しているのは、略記の一つの引用の形式をなしているの

ある。従つて出典をあげて、記事を引抄している場合、その書の引抄はそれ以前にもあることを注意しなければならぬ。これは今日、佚欠して略記にのみ引用文を止めている物書の場合にとくに注意を要するところである。さて上記両書の記事を比較してみると、略記には或説、並に「又造峯按云々」の二文が加わつており、ことに後者は何等の断わりなしに大仏記の文を綴輯されていて、一見大仏記の文章かと考えられるくらいである。このような例は多いのであつて、略記の記事を考えるに当り、単に引用の外的形式だけで、引用文の限界を決めてしまうのは非常に危険である。こうしてこれらの混入文を除いて考えると、大仏記の記事は略記において、(一)(六)(三)(四)(七)(五)(二)のごとく切断して、構成がえをされていることが分かるのである。これは一つの書物を編年体の歴史書の中に入れていく上での編者の技術をあらわすものである。なおここでは編者の作為はみとめられないが、天平十五年の条には、原文に「朕曰」として勅語の文としてあるのを「太政官知識文云……上」と改めている。これは原文の下段に「太政官奉<sub>レ</sub>勅普告<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>、率<sub>二</sub>知識<sub>一</sub>」とあるのを結びつけて、作為したものである。

(二) 招提寺建立縁起 この書は文中に撰述の由来を記して「大僧都豊安……作<sub>二</sub>財帳兩卷<sub>一</sub>以備<sub>二</sub>遺漏<sub>一</sub>……于<sub>レ</sub>時在<sub>二</sub>歳単闕<sub>一</sub>」とあり、豊安が大僧正であつたのは承和二年から七年までであり、その間の卯の年であるから承和二年乙卯の撰である。略記抄<sub>二</sub>天平宝字三年七月三日の条<sub>一</sub>に招提寺の創建を記して「<sub>二</sub>已上<sub>一</sub>」とある記事はこの縁起に全く一致しているので、この縁起の引抄であることが明かである。

(三) 大安寺縁起 この書は寛平七年、菅原道真が「勘<sub>二</sub>出從<sub>一</sub>流記十二卷中<sub>一</sub>」して撰進したもので、天平の大安寺伽藍縁起流記資財帳に対して、寛平縁起といわれる。略記にはこの書による出典を記して、天平元年の条に「縁起云」とあり、舒明天皇十一年の条に「大安寺記云……<sub>二</sub>已上<sub>一</sub>」とあり、天武天皇十三年の条に「<sub>二</sub>已上在<sub>二</sub>大安寺記<sub>一</sub>」、天智天皇七年の条に「<sub>二</sub>已上出<sub>二</sub>彼寺記<sub>一</sub>」とあり、文武天皇三年の条に「或記云」とあり、その他、推古天皇二十五年、

同二十九年、天武天皇十二年、持統天皇六年、和銅三年、天平十七年等の条に、典拠を示さないで引抄してある。なお略記天平元年の条は、前の大仏記の条と同じ引用形式なので、ここに原文と対比して示しておこう。

### 大安寺縁起

(一) 中天竺舍衛國祇園精舎以<sub>レ</sub>免率天宮<sub>二</sub>為<sub>レ</sub>規模<sub>一</sub>焉、大唐西明寺以<sub>二</sub>彼西明寺<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>規模<sub>一</sub>焉、寺在<sub>二</sub>大和國添上郡<sub>一</sub>、其宝塔華龕、<sub>(二)</sub> 僧房、經藏鐘樓、食堂浴室、内外重構不<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>具記<sub>一</sub>、……聖武天皇奉<sub>レ</sub>遵<sub>二</sub>先帝遺詔<sub>一</sub>、日夜紹<sub>二</sub>隆此寺<sub>一</sub>、遍降<sub>二</sub>綸命<sub>一</sub>、搜<sub>二</sub>求良工<sub>一</sub>、時有<sub>レ</sub>稱<sub>二</sub>沙門道慈<sub>一</sub>者、奏<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>曰、道慈問<sub>レ</sub>道求法、自<sub>二</sub>唐國<sub>一</sub>來<sub>二</sub>聖朝<sub>一</sub>、但有<sub>二</sub>一宿念<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>大寺<sub>一</sub>、儉<sub>二</sub>取西明寺結構之体<sub>一</sub>、天皇聞而大悅、以為我願滿也、天平元年己巳更勅<sub>二</sub>道慈<sub>一</sub>改<sub>二</sub>造此寺<sub>一</sub>、即以<sub>二</sub>道慈<sub>一</sub>補<sub>二</sub>律師<sub>一</sub>、兼賜<sub>二</sub>食封一百戶<sub>一</sub>、褒賞有<sub>レ</sub>員、不<sub>レ</sub>具記之<sub>一</sub>、<sub>(四)</sub> 二七年間、營造既成、天皇歡悅、開<sub>二</sub>大法會<sub>一</sub>、施<sub>二</sub>入三百町水田<sub>一</sub>、得<sub>二</sub>度五百人之沙弥<sub>一</sub>、

### 扶桑略記

(二) (天平元年) 同年、天皇欲<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>造大官大寺<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>遵<sub>二</sub>先帝遺詔<sub>一</sub>也、遍降<sub>二</sub>綸命<sub>一</sub>搜<sub>二</sub>求良工<sub>一</sub>、爰有<sub>レ</sub>稱<sub>二</sub>沙門道慈<sub>一</sub>者、奏<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>曰、道慈問<sub>レ</sub>道求法、自<sub>二</sub>唐國<sub>一</sub>來、但有<sub>二</sub>一宿念<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>大寺<sub>一</sub>、儉<sub>二</sub>取西明寺結構之体<sub>一</sub>、天皇聞而大悅、以為我願滿也、勅<sub>二</sub>道慈<sub>一</sub>改<sub>二</sub>造大寺<sub>一</sub>、縁起云、中天竺舍衛國祇園精舎、以<sub>二</sub>免率天內院<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>規模<sub>一</sub>焉、大唐西明寺以<sub>二</sub>祇園精舎<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>規模<sub>一</sub>焉、本朝大安寺以<sub>二</sub>唐西明寺<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>規模<sub>一</sub>焉、寺大和國添上郡平城左京六条三坊矣、其宝塔、花龕、仏殿、僧坊、經藏、鐘樓、食堂、浴室、内外宇構不<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>具記<sub>一</sub>、<sub>(四)</sub> 二七年間營造既成、天皇歡悅、開<sub>二</sub>大法會<sub>一</sub>、加<sub>二</sub>施三百町之水田<sub>一</sub>、得<sub>二</sub>度五百人之沙弥<sub>一</sub>、即以<sub>二</sub>道慈<sub>一</sub>補<sub>二</sub>權律師<sub>一</sub>、兼賜<sub>二</sub>食封百五十戶<sub>一</sub>、褒賞有<sub>レ</sub>員、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>具記<sub>一</sub>、法師道慈、性受聰悟、為<sub>二</sub>衆所<sub>一</sub>推、尤妙<sub>二</sub>工巧<sub>一</sub>、構作形製、皆稟<sub>二</sub>其規<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>有匠手莫<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>歎服<sub>一</sub>焉、

さてこの略記の文を一見すると、縁起の記事は「縁起云」以下のごとくであるが、実は最初から同書の引抄なのであり、また末尾の法師道慈以下の条も、縁起の文の続きのごとくにも見えるが、実はこれは続日本紀天平十六年十月二日の条の引抄である、すなわちこの略記の記事は聖武天皇が道慈に勅して大官大寺を作らしめたこと、および道慈がこれをなしとげたことについて、大安寺縁起によつて編年して書くとともに、大安寺の由来と規模を縁起にいうとして附随的にかき、またこれと続日本紀の記事を綴輯して道慈の人物をも書き加わえたのである。その結果略記では原

文と構成をかえ、まず(一)を記し、つぎに「縁起云」として、(一)(四)(三)の順序となつていのである。

(四) 興福寺縁起 この書は藤原良世の撰で、昌泰三年の注進である。略記に本書による出典を註記して、天平六年の条に「已上出<sub>二</sub>彼寺縁起<sub>一</sub>」とあり、神龜三年の条に「或記云」とあり、その他、皇極天皇四年、和銅三年、天平二年、養老四年の条に出典を記さずして、抄記してある。原本は金堂、東金堂、西金堂等のそれぞれについて簡条的に書いてあるので、略記はこれをやや改書しているところもあるが、記事はよく一致する。水鏡嵯峨天皇の条に、弘仁四年藤原冬嗣が南円堂を建立した記事が見えているが、これももと略記の同天皇の条にこの縁起の記事を抄してあつたものと思われる。

(五) 清水寺縁起 撰述の年代は不明であるが、末文に「門徒住侶、且依<sub>二</sub>古代之遺文<sub>一</sub>、且依<sub>二</sub>耆老之覚語<sub>一</sub>、大略撰<sub>二</sub>集之<sub>一</sub>、至于本願將軍事、任<sub>二</sub>彼消息<sub>一</sub>、嵯峨天皇之論贊、清水寺建立記、坂上氏詔勅文<sub>一</sub>注<sub>レ</sub>之、……上古事、典籍不<sub>レ</sub>具、雖<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>疎略之詞<sub>一</sub>、尚有<sub>二</sub>悵悟之事<sub>一</sub>歟」となり、平安中期を下らないであろう。略記延暦十七年七月二日に、この縁起による出典を注して「件寺縁起云……已上出<sub>二</sub>縁起<sub>一</sub>」とあり、大仏記や大安寺縁起の条において見たような形式で、引抄している。なお水鏡嵯峨天皇の条に、坂上田村麿伝と一致する記事があるが、その伝の大部分はこの縁起の「本願將軍事」とほとんど同文であり、略記にもこの縁起にもとずいて記されてあつたのであろう。

(六) 四天王寺御手印縁起 この書は四天王寺に原本が現存しているが、もちろん後世の偽作である。聖徳太子伝暦にも引用せられていたが、和田英松博士は伝暦に引かれているのは分註のところ、伝暦の編者の引証でなくて後人の追記したものかも知れないとされ、ただ略記に引用されていることにより、堀河天皇以前のものであることを断ぜられるに止まつている。(皇室御撰の研究) 略記にはこの縁起を引抄し、その典拠を記して、推古天皇二十九年の条に「天王寺縁起云」とあり、同天皇元年の条に「縁起云……已」とあり、また同十四年の条に出典を記さずして引抄し

ている。

(七) 天満宮託宣記　これは「天曆元年丁未三月十二日酉時天満天神託宣記」「永観二年六月二十九日御託宣」「正暦三年十二月四日御託宣」等を集めたものである。略記にはこの三通とも抄記し、その出典を記して天曆九年三月十三日の条に「天満天神託宣記云」とあり、昌泰三年の条に「安楽寺託宣云」とあり、永観二年六月二十九日、並に正暦三年十二月四日の条に「安楽寺託宣……已上託宣略抄」とあり、延暦二十三年四月の条に「出託宣文」とある。託宣の大部分を忠実に抄し、校合に資するところが少なくない。

(八) 関寺縁起　この書は菅原帥長が万寿二年六月に撰したものである。略記寛仁五年十一月十一日の条に関寺のことを記して「已上」とあり、縁起の後半にあたるが、校訂に資すべき点が多い。

(九) 法成寺金堂供養記　略記治安二年七月十四日、法成寺金堂供養の条に、「其記言」として、この記を抄記してある。簡単であるが、供養記の字句を訂するものがある。

#### 戊、雑類

(一) 宇治橋碑銘　略記大化二年の条に「件橋(○宇治橋)北岸石銘曰……已上」として、その一節を抄してある。なお帝王編年記には、この全文が記載されている。

(二) 意見封事十二箇条　これは本朝文粹に収められている。略記延喜十四年四月二十八日、すなわち三善清行の上奏した日の条に、これを抄して「已上善相公意見之文」と註してある。文粹と比すると、「二万兵士之文」の次に「大怪」の二字がある。

(三) 九条殿遺戒　略記延喜八年九月の条に「或記曰、延喜天皇御製曰」とある記事は、九条殿遺戒に一致している。和田博士は延喜天皇御製というのは九条殿遺戒と誤つたものであろうといわれる。或記とは明かでないが、そ

の中に九条殿遺戒が誤つて延喜天皇御製として収められていたものであろうか。略記の記事には遺戒に見えない文もあるが、現在の九条殿遺戒は残欠本であるから、それをある点補うに足るものである。

(四) 宝経印陀羅尼経記　これは僧道喜が康保二年七月に記したものであるが、略記応和元年の条に「宝篋印経記云……<sup>己</sup>」として全文を記してあり、普通本を校訂するに足るものがある。<sup>(註五)</sup>

(五) 池亭記　これは天元五年十月、慶滋保胤の作、本朝文粹に収められている。略記天元五年の条に「十月大内記慶滋保胤作<sup>己</sup>池亭記、其文曰……<sup>己</sup>」として、その大要を抄してある。

(六) 胎藏界大法対受記　五大院安然の著。ただし略記には貞観十九年閏二月十七日の条、安然入唐の三代実録の記事に分註して、「安然和尚対受記云、安然以<sup>己</sup>貞観十八年二月二有<sup>己</sup>入唐事、私云、若貞観十九年歟、」と見えていだけである。なおこれについて清水谷恭順氏は、対受記は安然の自記であるら、この方を正しいと見るのが至当であろうと論ぜられたが、<sup>(五大院先徳伝考)</sup>橋本進吉氏は、対受記の巻頭にかくあるけれども、他の場所には貞観十九年入唐のことが見え、巻頭の記事は十九年の誤であることを論証された。<sup>(安然和尚事蹟考(史)学雜誌二十九ノ八)</sup>略記の編者の批判があつたわけである。

(七) 弘決外典抄　正暦二年二月、具平親王の撰。略記抄一垂仁天皇三十七年の条に「弘決俗典抄一云<sup>後中書王</sup>」とあるが、記事は見えていない。

(八) 靈応伝　最澄の撰、略記敏達天皇六年の条に「由<sup>己</sup>靈応伝第四卷之文<sup>己</sup>」とあるが、記事は見えていない。

(九) 西域記　玄奘三蔵の撰。略記抄一綏靖天皇三十二年の条に「西域記一云」<sup>己</sup>とあり、開化天皇の条に「西域云」、「西域記十二云」<sup>己</sup>とある。いずれも略記の抄の部分で、最後の条のみに記事があり、これに分註して「私云、童受者羅什歟」とある。

(一〇) 感通伝 唐の道宣の撰、円仁の入唐新求聖教目録に「感通伝一卷道宣」とある。略記抄一開化天皇の条に「感通伝上」と書名のみ見えている。

(一一) 慈氏菩薩儀軌 唐の善無畏訳、靈巖寺和尚請來法門道具等目録に「慈氏菩薩略修愈議念誦法一部二卷善無畏」とある。略記養老元年の条の分註に「慈氏儀軌云」として記事を引抄してある。

(一二) 付法藏伝 北魏の吉迦夜、曇曜の共訳。略記抄一開化天皇の条に「付法藏伝五云」と書名のみ見えている。

(註一) 略記に神代の記事があつたかどうかは巻一が欠けているので明かでない。しかし抄一が神武天皇より初まつていること、またその抄訳である水鏡も神武天皇から始つているので、神代の記事はなかつたのであるまいかと思われ、それは略記の仏教を主とする立場に基くものであるかと考えられる。

(註二) この項については拙稿「將門記の成立と扶桑略記」(芸林五ノ五)参照。

(註三) 七大寺記は近年その残欠本が発見され、寧楽遺文に収めて出された。それは「宝字二年教明作」といわれる。

(註四) 延慶は大安寺の僧で、天平宝字二年、外従五位下を授けられたことが続日本紀に見える。

(註五) これまであげた諸書の中で、「道場法師伝」「意見十二箇条」「池亭記」等が本朝文粹に収められてあるが、この外に本朝文粹所収の文章で、略記に記されているものが少なくない。たとへば

本朝文粹

(卷二) 太政官符、応西按下有殊功一輩加不次賞事、

(卷七) 法皇請レ停二封戸一書、紀納言

(同) 法皇賜二渤海裴遡書、紀納言

(卷九) 暮春南亜相山庄尚齒会、菅相公

扶桑略記

天慶三年正月十一日「官符云、……上」

延喜五年七月廿一日「法皇辭二封戸一詞不知作者……」

延喜八年五月十二日「法皇賜二唐客書一、其詞曰……已上、太上法

皇賜二渤海客徒一書也」

貞觀十九年四月、元慶元年三月、於二小野山庄一置レ宴、……

(同) 暮春藤重相山庄尚齒會詩、菅三品

(卷十二) 觀学会所牒贈日州刺史館下、慶保胤

(卷十三) 祭龜山一文、前中書王

(同) 村上天皇供養雲林院御塔願文、江納言維時

(同) 供養同寺(淨妙)塔願文

(卷十四) 陽成院四十九日御願文、後江相公

(同) 朱雀院周忌御願文、後江相公

(同) 円融院四十九日御願文、菅相公

(同) 村上天皇為母后四十九日御願文、後江相公

(同) 宇多院為左相府没後修諷誦文、紀在昌、干時、秀才

の如くである。しかるに文粹卷七「法皇請停封戸書」の作者が文粹に「紀納言」とあるのに略記は「不知作者」とし、卷十四「宇多院為左相府没後修諷誦文」の作者が文粹に「紀在昌」とあるのに対し、略記に「三善文江」としている。またその他の文においても、略記が年月日、場所等について、文粹にない記事が記されている。また略記のこれに類する記事で、文粹に見えない記事が少くない。たとへば、

天慶六年七月「少僧都貞宗上表作者文時……」

名為尚齒會、「刑部卿菅原朝臣是善為之都序云……」

安和二年三月有尚齒會……「文時作序、其詞曰……」

応和三年三月十五日……「序曰……」保胤

天延三年八月十三日「左大臣源朝臣兼明於龜山祈水、祭文作之、其詞云々」

応和三年三月十九日辛未、有雲林院塔供養會矣、行幸彼寺……」

寛弘四年十二月二日甲午、関白左大臣供養淨妙寺塔、夫……」

天曆三年十一月十八日、陽成院七々日御法事於円覚寺被修之、作者朝綱……」

天曆七年八月七日、朱雀院御周忌……」

正曆二年閏二月廿七日、円融院七々日御法事被修、……」

天曆八年三月廿日、「公家奉為母公被修法事……」

作者參議大江朝綱……」

延長四年宇多法皇為故左大臣源融朝臣於七箇寺被修誦經、其諷誦文三善文江之作……」

天曆三年十二月十三日「逆修御諷誦文」作者朝綱……上

天曆九年正月四日「供養御筆法花經」作者參議大江惟時……上

天元二年二月廿五日「勅」作者源為憲

寛弘七年三月十八日「御願文」匡衡之作……上

永承三年八月十一日（明尊座主辭退詞）「……上」

康平三年十一月廿六日（明尊九十算賀）「其詞曰……上」

応徳二年十一月一日「阿闍梨慶増表白曰、佐国之作……上

延久五年三月廿七日（後三条院祭文）「其詞曰……上」祭文

等の如きである。恐らく本朝文粹に類似のかくの如き文集があり、略記の偏者はこれを基にしたのであるまいか。当時、本朝文粹は行われていたが、略記所引の記事においては、これを直接材料としたということは出来ないであろう。

### 第二節 出典を記さないもの

#### 甲、国史実録類

(一) 古事記 略記仁徳天皇十年、履仲天皇前紀、反正天皇前紀、安康天皇三年の条に、古事記による記事がある。いずれも出典を記さず、書紀と綴輯しており、仁徳天皇の条以外は両書の記事が混合している。たとへば、安康天皇の条を見ると、

三年丙辰八月壬辰日、天皇意將沐浴、幸于山宮、遂以登樓、飲酒肆宴、情樂優遊之、談皇后言、汝有所思乎、后对云、被天皇厚恩、何有所思乎、前夫大草香皇子之男眉輪王、常養宮中、時年七歳、遊楼下、天皇不知其小子之近遊、……興兵軍、因大臣田之家、吾聞古今臣連隱於王宮、未聞皇子隱於臣家矣、

起、兵合戦、射出之矢如、束葦散、爰眉輪王言、臣元不<sub>レ</sub>求<sub>二</sub>天位<sub>一</sub>、唯報<sub>二</sub>交仇<sub>一</sub>而已、遂以自切<sub>二</sub>己頸<sub>一</sub>死矣、一云、大長谷王子縱<sub>レ</sub>火燒<sub>二</sub>幡田大臣家<sub>一</sub>、黒彦、大使主等、皆以被<sub>レ</sub>殺<sub>二</sub>已畢<sub>一</sub>、

とある。この傍線の部分は古事記の記事であり、それ以外は日本書紀の記事である。編者はこの両書の記事を靈異記の条で見た如き得意の筆法を以て一つにまとめたのであるが、その際に、古事記では大臣円が眉輪王を刺して自ら頸を切つたことが、略記では眉輪王自身頸を切つたように作爲している。なお古事記は平安中期以後、近世初期にいたるまでの間において、殆んど世に行われていないが、略記に用いられていることは注意すべきことである。

(二) 類聚三代格 略記養老元年同年、神龜四年七月二十一日、天平六年十一月二十日、天平宝字三年六月二日、同六月二十二日、宝龜十年九月、延曆二年十一月、同十七年四月、同二十三年正月、元慶元年五月二十三日、同二年十二月二日、同六年六月三日、寛平六年九月十九日、同七年三月二十二日、同八年閏正月十七日、昌泰元年十二月九日、同三年二月十四日等の記事は類聚三代格に一致している。中には六国史にも見えている格もあるが、三代格の国史と語句の異なるものが、略記に一致しているものが少なくない。たとへば、天平六年、延曆十七年、同二十三年の条のごとき、国史にも格の大意が見えているけれども、略記には三代格と同じ全文が記されているので、三代格が典拠となつたことが推定されるのである。なお敏達天皇六年の条の分註に見える「慈覺大師奏状云」の文も、三代格嘉承元年六月十五日の官符に見え、これによるものと思われる。

(三) 参天台五台山記 成尋が延久四年三月から翌五年六月に至る入宋の日記である。略記延久四年三月十五日の条は、この記の同日の条に一致しているので、この書によつたものと推定される。

乙、伝記類

(一) 波羅門僧正碑 これは神護景雲四年四月に修榮の撰したものである。略記天平八年七月、天平宝字四年二

月の記事は、簡単であるが、この伝に一致し、これに拠つたものと思われる。ただし天平八年七月は同年八月の誤りである。

(二) 僧綱補任歴 推古天皇三十二年から永治二年に至る僧綱の補任であるが、これは毎年書きつがれる性質のものであるから、略記編纂以前の分が、それ自身として存していたと思われる。略記天武天皇二年三月の智増権僧正の記事、天平勝宝三年の条の良弁並に道璿の分註、天平宝字七年五月の条の道鏡の分註、宝龜三年十一月或記の記事等は、僧綱補任歴に一致しているので、これによつたものと推定せられる。<sup>(註)</sup>

(註) 僧綱補任抄出、ならびにその原本の七大寺年表は僧綱補任歴を基にし、略記の記事を加えたものである。これについては別に論じたことがある。(「七大寺年表について」日本歴史四六)

### 第三節 扶桑略記引抄の形式と態度

以上、扶桑略記の材料となつた書で、現存するものを一々、原文と比較対照してみた。まず略記の引抄の形式について大観すると、次の五条に要約できよう。

(一) 略記は六国史、聖徳太子伝暦等の根幹的なものについては、引用の最初か最後にこれらを抄する旨を断わつていだけで、一々典拠を注していない。これを注しているのは、特別の場所に引用するとか、他書の記事と混雑するときなど、むしろ特殊の場合に限つてい。

(二) 個々の書を引抄する場合に、ある場所においては出典を註するが、ある場所においては出典を註していない。従つて出典を註した条のみが某書の引用と考えると誤におちいる。

(三) 出典を註する形式は、某書と書き出し末尾に「已上」と小書分註するもの、某書と書き出し末尾に「已上」と分註しないもの、引用の末尾に「已上某書」として引用の限界および典拠を小書分註するもの、典拠を示さないうで単に引用

の限界を示すために「己上」と小書分註するもの、などいろいろあつて、一定していない。同一書の引用でも、場所により異なつた形式が用いられている。

(四) 「某書云」として書き、あるいは「己上某書」として出典を記している条にも、他書による書き入れがその中に含まれていることがある。

(五) 某年月、何々が有つたと記し、次に「某書云」として、その記事を引抄している場合は、某書云の前の記事も某書の引抄である場合が多い。

つぎに略記の引抄の態度について、まとめてみよう。

(一) 略記の本文はすべて他の文献の引抄であつて、編者の記文は殆んど見出されず、その意見をいう場合は分註において「私云」とことわつている。

(二) 略記は大体において、原文を忠実に引抄するのを原則としてをり、従つて今日現存する文献の校訂に役立つものが多い。

(三) 長文を引抄する際には、省略の方法が粗雑で、原文の意味を誤つたものも多い。

(四) 同一書物で異つた条を一つにまとめたり、あるいは二つの書物を併せて一つにまとめる場合に、無理な作為をして、全く新たな異説のもとをなしている場合が少なくない。

以上を通して考えると、略記に引抄されている書で、現存しているものは、すべて原本を用い、略記はただ、その校訂に役立たしめることに止めなければならぬ。しかし略記には、今日、現存していない書物が多く引用されている。これには略記によらざるを得ないものがあり、その際には、現存書との比較によつて得た上記の結論が批判の重要な参考となるであろう。

### 第三章 扶桑略記引用の逸書

この章では略記に引用書名を註しているもので現存していない書物の記事を前章の結果を基にして検討し、また引用書名を記していないものでも、記事によつて推定しうるものをできるだけ考究してみたい。

#### 第一節 出典を記すもの

##### 甲、正史実録類

(一) 日本後紀　これは桓武天皇延暦十一年から淳和天皇天長十年までの国史であり、略記のこの間における基本となつたことはいうまでもないが、略記のこの部分は、今日欠失して、わずかに桓武、平城両天皇の条の抄を存するに過ぎない。しかし日本後紀も今日多く欠失し、この両天皇の条においては、延暦十八年、同二十三年、同二十四年、大同元年一月より五月まで、および大同三年から同四年四月までを存するのみである。従つて略記の記事はその欠文を補う意味において貴重である。すなわち延暦十六年正月、同四月、同十七年三月、同二十二年二月、大同二年八月同月の条等がそれで、いずれも「已上国史」と註してある。

(二) 宇多天皇御記　この御記のことは、星野恒博士「歴世記録考」、並に和田英松博士の「皇室御撰の研究」に詳しく見える。略記仁和三年十一月七日、仁和五年五月廿八日、寛平二年正月廿日、廿一日、同年十二月廿六日の条に註して「已上御記」とあり、仁和五年正月の条に「御記云」とある。この仁和五年正月の条は、大仏記や大安寺縁起の条に見た形式によるもので、その上文も御記の記事であると推定される。宸記集には、寛平元年正月十八日、同八月己巳、同九月十五日、同十月乙未、同廿五日、同十二月二日、同廿四日後半、同二年二月十三日、同四月八日等の記事を収めているが、仁和三年十月廿七日の条も日本紀略により御記の記事なること明かであり、また同年九月

十五日の条は記略と全く一致し、これも御記の記事と思われる。その他、寛平元年十二月六日、同廿四日前半、寛平二年八月十一日の条も御記の記事と思われる。六国史ののちは、宇多、醍醐、村上の三代の御記が略記の根幹として用いられているのである。略記は日記を略記の月日の中にそのままはめこんで、その末の記事にのみ、典拠を註している。引用の上限の限界が判きりしないのは残念である。

(三) 醍醐天皇御記 この日記のことも、「歴世記録考」及び「皇室御撰之研究」に見える。略記寛平九年九月一日、昌泰四年七月十日、延喜四年二月十三日、延喜五年正月三日、延喜七年正月三日、延喜八年五月十四日、延喜十六年三月十九日、延長四年十二月十七日、同廿八日の条に、その出典を記して「已上御記」とあり、延暦十九年七月七日、延暦二十年六月二十八日、延長四年六月七日の条に「已上出御記」とあり、延喜九年十一月廿六日の条に「御記」とあり、同五年三月廿一日の条に「已上」とある。宸記集には上記の外に、略記延喜九年閏八月九日、延喜廿年三月廿二日より六月廿八日に至る記事、並に延長四年五月廿一日の条をあげているが、その他、延喜七年十月二日、三日、十七日、十一月廿二日の一連の記事、延喜八年正月八日、三月廿日、四月二日、同廿六日、五月五日、七日、九日の一連の記事、延喜十九年七月十六日、十一月十八日、廿一日、廿五日、十二月五日、十六日の一連の記事も御記の記事なることが推定され、その他にもなお多いと思われる、なお略記延長四年十二月十七日の条に

殿上前桜華盛開、勅召<sub>ニ</sub>文士、聊開<sub>ニ</sub>花宴<sub>ニ</sub>矣、

とあるのは、十二月の花見として奇怪であるが、河海抄所引、同年二月十七日の御記に

此日殿前桜花盛開、仰召<sub>ニ</sub>文人、聊開<sub>ニ</sub>花宴<sub>ニ</sub>、……

とあるのにより、略記が二月を十二月に誤つて、書入れたことが知られる。この御記は諸書に引抄されているので、それと略記と対比して、御記の原形がある点、複原し得る場合もある。たとえば、

延喜四年三月廿四日、樂所仲平朝臣已下、率樂工、立瀧口木  
蘭樹下、奏亂声、左大臣——侍之、初奏舞、陵王、舞畢、定国朝  
大臣下、殿着樂人座、更引上殿、其後奏納蘇利、有穗朝臣子 大臣  
請、此兩童宜、裁聽昇殿、依請、大臣即仰兩入、令拜舞  
殿庭云々、了侍臣持祿給之云々、左大臣同舞庭中、更仰令  
推太鼓階前、大臣打之、自余玉卿侍庭中云々、畢大臣納  
言等互鼓舞遊樂、參議以上、給祿有差、是日御座倚子、大  
臣奏曰、終日事者、前用大床子、  
二十六日、法皇因仁和寺円堂新成、請百口僧、設大会、差  
藏人頭仲平朝臣、令奉舞童樂工等、又仰内藏穀倉院、各令  
供五十口僧、又給百僧度者各一人、

これによると、略記は廿四日の記事を廿六日の記事に合わせて記していることが知られる。これは日本書紀の允恭天皇や雄略天皇の条における、同じ筆法である。

(四) 村上天皇御記 この御記のことも、「歴世記録考」、「皇室御撰之研究」に見える。略記天曆七年二月廿三日、康保三年十月七日の条に「已上御記」とあり、天徳四年九月の条に「御日記云……已上」とある。宸記集には、上記の外に略記天曆七年二月十二日、十八日、廿三日、天徳四年三月三十日の条をあげてあるが、略記にはこの他に

延喜四年三月廿六日、宇多院供養円堂、請僧百口、仁和寺内地、建八角一堂、奉安安置全剛界会三十七尊并外院天等三摩耶形、斯廼弟子一生瞻仰之基、三時観念之所也、弟子昔為入君、万姓所犯之罪、自歸於我、今作仏子、一身所修之善、尽利於他、已上、同日勅差藏人頭仲平朝臣、率童舞樂工等、令奉此会、先是去廿四日、於内裡有童舞、大言国経朝臣之子舞、陵王、中納言有穗朝臣之子舞、納蘇利、大臣奏、此兩舞童宜裁聽昇殿、勅依請、大臣即仰兩父、令拜舞殿庭、侍臣持祿給之、左大臣給御下襲、參議已上細長、已下小袷衣、樂工等内藏寮給祿有差、此間、左大臣問舞庭中、更仰令推太鼓御階前、大臣打之、自余親王公卿下侍庭中、又召樂工最者各一人、更奏樂、大臣殊召雅樂属安身真醜令舞、大臣納言互鼓舞極樂、參議已上、給祿有差、是日、御座用倚子、大臣奏曰、終日事者、前例用大床子、已上、伴日童舞等被進今日大法会也焉、

他の記録所引の御記と一致する記事が可成りある。たとへば、天徳四年五月四日の条は祈雨日記の記事、同十日の記事は西宮記の記事、同年九月廿二日の条は延喜天曆御記抄の記事に一致し、この年正月より年末に至る記事は、すべて御記によると考へられる。次に応和元年三月九日の条は天台座主記並に延喜天曆御記抄の記事に一致し、同年閏三月十七日の条も延喜天曆御記抄の記事に一致しているので、同年の条も二月十六日の世伝による記事、同十八日の日本往生記による記事、十一月の宝篋印経記による記事以外は、すべて御記によると思われる。また康保三年十月廿九日、十一月九日、十二月廿六日の一連の記事も、御記によるであろう。村上天皇御記は略記同天皇の条の根幹となつていたので、この他にも、御記による記事があるであろう。

(五) 李部王記 醍醐天皇の皇子重明親王の日記である。この記のことは、「歴世記録考」並に「皇室御撰之研究」に見える。略記延長五年十月是月の条に「已上重明親王記」とあり、延長六年十二月五日の条に「已上重明親王記略抄」とあり、延長七年九月十七日の条に「已上出三吏部王記」とある。その文の続きにより、延長五年二月より十月に至る記事、延長六年正月から十二月に至る記事、延長七年三月の「六条院」の記事から九月に至る記事はすべて李部王記に拠つてることが推定される。また延長八年四月の記事も、この日記に拠つてゐるであろう。略記醍醐天皇の条においては、御記の記事は延長四年までしか見えないのであるが、李部王記はその後をうけて、略記の記事の根幹とされているのである。

(六) 新羅入寇日記 略記寛平六年九月十七日の条に、新羅賊船入寇の記事について、「同十七日記云……已上」とあり、この事件に関し、中央に送られた日記、即ち現地の報告であろう。仮りに新羅入寇日記と名付ける。

(七) 将門誅害日記 略記天慶三年三月「廿五日庚申」の条に「已上将門誅害日記」とある。そしてその上文の二月廿九日、三月九日乙亥の記事もこの日記によると思われ、かつ「廿五日庚申」は三月の条に記してあるが、そ

の干支により四月に入るべきものを誤つたのであると思われる。なおその上文、天慶三年二月八日甲辰藤原忠文に節刀を賜う記事、同二月一日以下の将門記の記事に対する分註、並に同月十四日の条の「其日……<sup>巳</sup>」とある記事も、この日記に拠つたと思われる。この日記は将門の乱後、数年経て将門の事件に関して、現地から中央に寄せられた報告を基にして作られたものであらう。

(八) 純友追討記 略記天慶三年十一月廿一日の条に「純友追討記云」として、天慶二年十二月以後におけるこの乱の記事を記し、これに編者が分註して「月日不<sup>レ</sup>慥、追可<sup>ニ</sup>勘入<sup>コ</sup>」とある。編者は不明であるが、将門記の如く、乱後、中央の人がこれをまとめたものであらう。

(九) 三井寺官使実録記 略記永保元年六月十八日の条に、三井寺焼打について、遣わされた勅使の報告を記して「其記云……<sup>巳</sup>上官使<sup>也</sup>」とある。実録記也」とある。

(一〇) 亭子院宮滝御幸記 略記昌泰元年十月廿一日より閏十一月一日に至る宇多上皇の宮滝御幸の記事の末尾に「右大将菅原朝臣記<sup>レ</sup>之」とあり、仮にこれを上記の如く名付ける。なお略記には「依<sup>レ</sup>多略<sup>レ</sup>之」と断わつてある。

(一一) 白河院高野御幸記 略記寛治二年二月廿二日より三月一日に至る白河院の高野御幸の記事の末尾に「参議右大弁藤原朝臣通俊奉<sup>ニ</sup>勅命<sup>ニ</sup>粗実録矣」とあり、仮りに上記の如く名付ける。

(一二) 御堂関白高野山御参詣記 略記治安三年十月十七日より十一月一日に至る藤原道長の高野参詣に関する記事の末尾に「修理権大夫源長経依<sup>ニ</sup>教命<sup>ニ</sup>記<sup>レ</sup>之」とあり、仮りに上記の如く名付ける。略記にはこれに「多々略抄」と断わつてある。なほこれは現存する永承三年の「宇治関白高野山御参詣記」と全く形式が同じである。

## 乙、伝記類

(一) 延暦僧録 鑑真の弟子思託が延暦七年に撰したもので、五巻あり、本邦最初の僧伝であるが、早く散逸してしまつた。略記にこの書による記事の出典を記して、天平二年十月の条に「唐僧思託作延暦僧録云……已上延暦僧録之文」とあり、天平勝宝六年正月の条に「沙門思託所撰延暦僧録云……已上」とあり、養老四年八月、宝龜十年十月の条に「延暦僧録云……已上出延暦僧録」とあり、天応元年八月の条に「□曆僧□……已上出思託之所撰」とあり、景雲四年八月廿六日の条に「已上兩僧德行出延暦僧録」とある。その他、敏達天皇六年の条に「或本云」として引抄した記事も、本朝高僧伝第三所収「延暦僧録第二上宮皇太子菩薩伝」と一致する。なお延暦僧録の文は、東大寺要録、日本高僧伝要文抄にも引抄され略記の記事は、それらと共に極めて貴重な逸文である。

(二) 行基菩薩伝 略記天平十七年の条の行基の伝の記事に註して「本伝」とあり、また天平二十一年正月の行基の授戒、並に同二月遷化の記事に註して「已上伝文也」とある。今日、「行基菩薩伝」という書が続群書類従巻二〇四に収められてあるが、それとは全く別の内容である。これらの記事は、三宝絵詞、並に日本往生極楽記の行基の伝と一致しているところがあるが、それらに比して極めて詳細であり、かつ「本伝」と註してあるので、それらに拠つたともし難い。三宝絵詞には、その出典を註して「居士小野仲広撰日本名僧伝、並僧景戒造靈異記等ニ見タリ」とあり、また往生極楽記には聖徳太子と行基の伝について「披<sup>三</sup>国史別伝等、入<sup>三</sup>菩薩応述之事<sup>二</sup>焉」とある。日本名僧伝、或は別伝の所拠になつたものが、この「本伝」であろうか。略記天平十八年の条に行基が波羅門僧正を迎へた記事について「或記云……已上」とある記事も、往生極楽記と一致し、しかも詳細なので、これも行基伝に基くのかも思われる。なお略記には天平四年十二月廿五日の条に波羅門僧正卒去の記事あり、上記の天平十八年来朝の記事と共に、前にあげた波羅門僧正碑による記事と矛盾するものであるが、これも行基伝による異説をそのまま挙げたものであるまいかと思われる。

(三) 役公伝 略記大宝元年五月の条に、この伝による記事を記して、「役公伝云、……于時、貞観十五年癸巳註記而已、自彼大宝元年辛丑、至于今年癸巳、積年一百七十三年、已上出」とある。そして略記の編者自身はこの伝の作者について、「此本伝雖レ注年代、未レ知作者、是誰人哉、」といつてゐる。役行者の伝は、続日本紀、日本靈異記、三宝絵詞にも見え、絵詞にはその典拠を記して「続日本紀、靈異記、居士小野仲広カ撰日本国ノ名僧伝等ニ見ヘタリ」とあり、今昔物語卷十一第三「役優姿塞誦持咒駈息神語」はそれによつたものであるが、略記の伝はこれらと全く異つてゐる。また本朝神仙にも「役優姿塞伝」あり、「事見都良香吉野山記」とあるが、これとも異つてゐる。従つて略記のこの伝はこの書のみに伝えられたものであらう。

(四) 百川伝 本朝書籍目録に「百川一卷」とあるが、現存してゐない。略記寛平二年正月の御記の記事について、「与百川伝粗有相違、具如載第十卷」とあり、第十卷に百川伝による詳細な記事があつたことが推定されるが、今日は欠失してゐる。しかし水鏡称徳天皇の条に、藤原百川が妖魔を追い出したことを記し、「この事は百川の伝にぞ、こまかに書きたるとうけたまはる」とあり、更に光仁天皇の条に、桓武天皇の立太子についての百川の活動を詳細に記してゐるので、その典拠となつた略記の記事の大体を知り得る。そして日本紀略光仁天皇の宝亀元年の条に「百川伝云」として、水鏡の記事に吻合する記事があり、この文が略記にも抄記せられてあつたことが推定されるのである。

(五) 浦島子伝 略記雄略天皇廿二年の条に、書紀の浦島についての記事の次に、この伝あり、終りに「已上」と分註し、その次にまた「続浦島子伝」の記事をのせてゐる。従つて前の伝が続浦島子伝の跋に「所謂浦島子伝、古賢所撰也、其言不朽、宣伝千古」とあるところの浦島子伝であらうと思われる。なお古事談第一に続浦島子伝の記事をのせると共に、その前文に、浦島が淳和天皇天長二年帰郷した記事があるが、これは今日略記の欠失した淳

和天皇の条の抄記で、雄略天皇の条の浦島子伝の続きであろう。略記所載の浦島子伝は群書類従卷一三六の「浦島子伝」とかなり異つてゐるが、現存のものは元祿十一年、木下順庵が当時伝わつていた本を補訂したもので、「誤者正之、闕者補之、為一篇文字也、蓋取其事之本三万葉歌詞、而有可<sub>レ</sub>得者<sub>ニ</sub>爾、文字之巧拙不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>論云」とあり、原形とかなり異なるに至つたのである。略記の伝は、それよりも寧ろ釈日本紀所収丹後国風土記の浦島伝と内容がよく合致し、浦島伝の最も古いものの一つであり、本朝書籍目録に「浦島子一卷」とあるのは、これであろうと思われる。なお釈日本紀に「本朝神仙伝曰」として、浦島伝を記し、「事見<sub>ニ</sub>於別伝並万葉集、今注<sub>ニ</sub>大概<sub>ニ</sub>」とあるが、これは略記並に風土記とかなり異なつたものである。

(六) 弘法大師伝 略記延喜廿二年八月の条に「弘法大師伝云……<sub>上</sub>」とあり、延喜廿三年七月の条の分註に「弘法大師伝云」とあり、また延暦十年、十二年、大同元年八月の条の空海の記事の出典を註して、「<sub>上</sub>本伝」とあり、また延暦二十三年七月の条の分註により、その上文、五月十二日空海入唐の記事もその「弘法大師伝云」の記事であることが明かである。略記以前の空海の伝記として、真済の空海僧都伝、真雅の空海和上傳記等があるが、略記の伝はこれらと一致しないで、日本高僧伝要文抄に引抄された「弘法大師伝」と一致する記事が多い。要文抄は元永元年、聖賢の編した高野大師御広伝の抄記で、略記より後のものであるが、その跋に「御伝等、各存<sub>ニ</sub>簡略<sub>ニ</sub>、互有<sub>ニ</sub>脱漏<sub>ニ</sub>、是以末門遺弟南山隠徒聖賢、広尋<sub>ニ</sub>書籍<sub>ニ</sub>、遍訪<sub>ニ</sub>緇素<sub>ニ</sub>、集<sub>ニ</sub>其行事<sub>ニ</sub>、拾<sub>ニ</sub>其闕文<sub>ニ</sub>、聽觀可<sub>レ</sub>及、無<sub>レ</sub>不<sub>ニ</sub>記録<sub>ニ</sub>……于時元永元年月日」とあり、略記のよつた大師伝もその中に含まれてゐるものと思われる。更にこれより溯つて、寛治三年、経範の編した大師御行状集記あり、その中に「伝記雖<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>其数<sub>ニ</sub>、以有<sub>ニ</sub>相違<sub>ニ</sub>……今尋<sub>ニ</sub>御手跡並正説<sub>ニ</sub>……集記」とあつて、当時すでに数多くの大師伝があつたのである。御行状集記所引の記事のうち、「第十一或伝云」、「第十四有書曰」、「第廿有書伝等曰」、「第廿一有書曰」、「第三十五伝曰」等が、略記の弘法大師伝に一致し、或はこの

「伝」がそれであろうと思われる。ところが康保五年に撰せられた金剛峯寺建立修行縁起の記事は、略記所引の弘法大師伝の記事と殆んど吻合し、また弘伝略頌抄、「東寺勅給事」の条に、左の如く略記の欠文の条である嵯峨天皇の御世の記事を収めてある。

扶桑略記云、弘仁十四年癸卯正月十九日、勅以<sub>三</sub>東寺<sub>二</sub>永給<sub>三</sub>空海和尚<sub>一</sub>、年五十一勅使大納言正三位右近衛大将兼民部卿藤原朝臣良房、勅書在<sub>レ</sub>別、已上本伝私云、忠仁公此時未<sub>レ</sub>補<sub>三</sub>卿相<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>兼<sub>三</sub>大将<sub>一</sub>、若追<sub>三</sub>書後位<sub>二</sub>者、可<sub>レ</sub>言<sub>三</sub>右大臣乃至太政大臣<sub>一</sub>、是伝者之誤歟、

空海和上、依<sub>レ</sub>勅法文曼茶羅道具等御願之一切経論天台法文等、納<sub>三</sub>大経蔵<sub>一</sub>、預<sub>三</sub>代々長者<sub>一</sub>、遂奏聞申<sub>三</sub>立真言宗住処<sub>一</sub>、以<sub>三</sub>五十口名僧<sub>二</sub>令<sub>三</sub>常住<sub>一</sub>、坤角建<sub>三</sub>立灌頂院一角<sub>一</sub>、准<sub>三</sub>青竜寺之風<sub>一</sub>、勤<sub>三</sub>修每年一季結縁灌頂<sub>二</sub>矣、已上本伝、此本伝者指<sub>三</sub>建立修行縁起<sub>一</sub>見、

この本伝とは、正に略記の延暦十年、十二年、大同元年八月の条の記事と相応じ、弘法大師伝を指すものであり、「私云」は略記の編者の批判に外ならない。そしてその最後に「此本伝者指<sub>三</sub>建立修行縁起<sub>一</sub>見」とあるのが、略頌抄の編者の批判であることは、同抄の前後の書き方によつても明かであるが、略記所引の弘法大師伝が建立修行縁起と吻合することを発見したのは、網眼とすべきである。しかし同一書とすべきでなく、行状集記の「或伝」と等しく、一の「弘法大師伝」であり、その伝が金剛峯寺建立修行縁起を主な材料にしていたものと思われるのである。略記には、空海に関する記事として、その他に、延暦十四年九月九日、並に延暦二十四年同年の条がある。この条は抄の部で、ともに出典が註してない。このうち、延暦十四年の条は建立縁起に一致するが、「四月九日」の記事は縁起に見えない。そして大師行状集記の「第十伝曰」と、月日並に記事が吻合している。また、二十四年の条は大体、修行縁起に一致しているが、中に縁起に見えない語句があり、それらが、行状集記所引の「録」、「或伝」、「或書」に一致して

いる。これらによつても、略記所引の弘法大師伝は、金剛峯寺建立修行縁起を基にし、その他の記録を参照して作られたものであらうと考へられる。なお水鏡弘仁七年、天長九年、承和元年の条に、空海の記事があるが、これらもこの弘法大師伝によつたものであらう。また今昔物語卷十一第九「弘法大師渡唐伝<sup>二</sup>真言教<sup>一</sup>帰来語」は略記と似ているところが多いが、これは建立修行縁起の前半をそのまま抄訳したものである。また大江匡房の本朝神仙伝は今日、抄本を伝えるのみであるが、その抄本中に「弘法大師事」が存し、弘法大師御伝、弘法大師行化記、弘法大師広伝に「神仙記曰」として引用されているのがそれと一致している。和田英松博士遺著国書逸文に「神仙記」として、これらの条をあげていられるのは、神仙記と神仙伝が同一なることを知られないためであらう。但し神仙伝の真の逸文としてあぐべきものは、平氏勘文、釈日本紀等に若干存している。

(七) 弘法大師略伝 略記延暦十四年の条の、空海についての弘法大師伝との異説を記して、「同略伝云」とある。大師の略伝としては前掲の弘伝略頌抄があるが、これは道範が文暦元年に大師行状集記、弘法大師御伝、同行化記、高野大師広伝等を抄したもので、略記より後のものである。上宮太子拾遺記に「弘法大師略伝無障金剛撰……已上三卷伝文」としての引抄があり、無障金剛は何人なるか詳かにしないが、或はこれであらうか。

(八) 真如親王伝 略記元慶五年十月十三日の真如親王の記事について、「伝云……已上<sup>二</sup>本伝<sup>一</sup> 并国史<sup>二</sup>文<sup>一</sup>」とあり、この条には真如親王伝の外に、三代実録の文を混じているが、入唐五家伝にも「伝云」としてこの伝と同じ条が抄出されているので、両者対比して、文中の親王伝の記事を明らかに得る。なおこの親王伝の逸文は、東大寺要録卷三、および卷十にも見えている。

(九) 静観僧正伝 増命の記事について、略記延喜元年十月廿三日、同五年四月、同十年九月廿五日、同廿三年三月廿一日、延長五年十一月十一日の条に「已上傳」とあり、延喜十三年三月十二日の条に「已上傳文」とあり、延

喜十五年秋月の条に「已上本伝」とあり、延喜廿二年八月八日、同廿三年五月三十日、延長四年夏四月、延長五年十一月廿七日の条に「已上」とある。その他、寛平三年夏月、延喜四年同年、延喜十六年丙子、延喜廿二年七月の条の増命の記事も、出典を註してないが、この伝によるものが推定される、日本高僧伝要文抄に「静観僧正伝」として引抄されている記事と同一のところもあるが、略記に記事が豊富に残っている。なお僧綱補任裏書にも「静観僧正伝云」として、この伝の逸文が少しくある。

(一〇) 浄蔵伝 浄蔵の記事について略記寛平九年春の条に「已上本伝文」とあり、延喜九年四月四日、同十七年二月三日、同十八年六月廿六日、同廿年十二月同日、天慶三年正月廿二日、天曆八年十二月天曆比、康保元年十一月廿一日の条に「已上傳」とある。現存する「大法師浄蔵伝」はその奥書に「寛喜三年辛卯十一月廿七日午尅、於北山庵<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>邇<sub>レ</sub>遐<sub>レ</sub>代、為<sub>レ</sub>期<sub>レ</sub>引<sub>レ</sub>接、合<sub>レ</sub>広略二本、成<sub>レ</sub>此一冊<sub>レ</sub>矣、宗蓮」とある如く、略記より後に広本略本の二本を合せて出来たもので、続々群書類従本の解題に「原本法隆寺の蔵なるを、山田以文伴信友影写して相伝へたり、転写の際、字形を損じたるものありと見え、所々読み下し難き文字あり、又蟲損も卷末にあり、本書奥書に広略二本を接合して作ることあれば、扶桑略記に引用せるものは、右広略二本の何れかなるべく、本書とは多く文を異にせり」とあるが、両書相関係する限りの記事では、必ずしも大差はない。そして日本高僧伝要文抄にも「浄蔵伝」の抄記があるが、この三本の記事を比較するに左の如くである。

扶桑略記

(応和四年)十一月廿一日酉時、定額僧  
 浄蔵入滅、七十四、臨終早朝云、命終之  
 期、今日既到、乃於東山雲居寺、專住  
 正念、對<sub>レ</sub>西念仏、及<sub>レ</sub>黄昏時、安坐遷

要文抄

又云、天徳之比本尊告<sub>レ</sub>命終之日、為<sub>レ</sub>延  
 其寿、則祈<sub>レ</sub>申本尊、奉<sub>レ</sub>讀<sub>レ</sub>金剛般若經、  
 令<sub>レ</sub>祈<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>炎魔王、至<sub>レ</sub>其告日、三年三月  
 二十日也

大法師伝

天<sub>レ</sub>口二年<sub>乙</sub>卯夏月、本尊示<sub>レ</sub>終期、大法師  
 捨<sub>レ</sub>衣鉢之資、口<sub>レ</sub>口修之善、又為<sub>レ</sub>延<sub>レ</sub>其  
 期、転<sub>レ</sub>讀<sub>レ</sub>金剛盤若經一万卷法花經等、

化。

且待其時儲音樂、修念仏、而間俄會半風、過數日、還沒經三、五、六年、是則本尊、轉定業、歟、応和四年甲子、時年七十四、十一月十七日、悲哉命終之期既至、云々、二十一日酉時許、於東山雲居寺、專住正念、對西念仏、安坐遷化、文、

祈請炎魔天、至其告日、三年三月、待其時、新設音樂、修念仏三昧、期此、比、汝、之間、忽半中風起、居失度、漸經三、五、六年、自曰、此是本、(尊カ) 轉定業也、(孟カ) 応和三年癸亥、一本、法師年七十、(西カ) 冬十月、忽辭花洛、屆東山雲居寺、即於途中命弟子云、此山是我終焉之地也、故今急登矣、左右嗚咽、十一月十七日、頻陳云、悲哉、以破戒之身、久受信施、每念罪報、心神不安、今、(終カ) 期至、可無遁処、(矣カ) 同廿一日酉時正念、念仏合掌、西面安坐遷化、

これにより、略記所引の浄蔵伝は要文抄のそれと一致し、大法師浄蔵伝の「一本四年甲子」とあるものなることが知られる。恐らくこれは「略本」であろう。そしてこの三本の比較により、略本の原形の大体を明らかに得るのである。なお愚管抄にも「浄蔵法師伝ニ見エタリ」として記事があるが、広略いずれのものか明かでない。また今昔物語巻二十別本「浄蔵親生事」は、浄蔵伝と類似の記事であるが、所拠を異にしている。

(一一) 陽勝仙人伝 略記延喜元年八月同月の条の、陽勝の伝について「已上傳」とある。日本高僧伝要文抄に「陽勝仙人伝云」として引抄するところと吻合するところあり、両者あわせて、原本をある程度、復することができ。略記の同日の条に日本法華驗記の陽勝の伝をもあげてあるが、陽勝仙人伝はその史料となつたものであろう。な

お今昔物語卷十三第三「陽勝修<sub>ニ</sub>苦行<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>仙人<sub>ニ</sub>語」は、法華驗記の記事を抄訳し、これに静観僧正の逸話を加へたもので、陽勝仙人伝を直接の材料にしていない。

(一一) 禪喜伝 略記天曆九年六月九日の条に、大僧正禪喜の伝を掲げて、「已上傳文」とあり。略記にのみ残つてゐる伝である。

(一二) 僧賀上人伝 略記長保五年六月九日の条に、増賀上人の伝を掲げて、「已上」とあり、その伝の記事と思われる。

### 丙、靈驗記類

(一) 本朝法華驗記 略記垂仁天皇三十九年の条に、本書による出典を記して、「日吉山隱者菜恒所撰本朝法華驗記云……已上驗記」とあり、欽明天皇十三年の条に「日吉山菜恒法華驗記云……已上」とあり、仁和四年十一月の条に「叡山南谷沙門菜恒撰本朝法華驗記云……已上」とある。この書は今日、略記にのみ逸文を残しているが、仏教傳來についての継体天皇十六年司馬達止入朝の説は、略記欽明天皇十三年の条のこの書所引延暦寺僧禪岑記に基くものである。菜恒は、大屋徳城氏の研究によると、朱雀天皇の頃の人であるという。(継体朝に於ける仏教傳來の觀察(史林一ノ一))

### 丁、縁起類

(一) 広隆寺縁起 略記推古天皇十一年十一月の条の分註に「広隆寺縁起云」として引抄してゐるのみであるが、上宮太子拾遺記第五に「広隆寺記」として引くところと一致する。承和四年十二月十五日に奉つた「広隆寺縁起」が仏教全書に収められてあるが、これには略記抄出の記事が見えないので、別のものと思われる。広隆寺資財校替実録帳に類似の記事が見えるが、やはりそれとは別の縁起があつたものと思われる。今昔物語卷十一第三十三の題に「秦川勝始建<sub>ニ</sub>広隆寺<sub>ニ</sub>語」とあり、本文は欠文となつてゐるが、恐らく今昔物語もこの縁起を基にして記されたもの

のであろう。また中世に編された「広隆寺由来記」は略記所引縁起に一致する記事があるが、この由来記もまたこの縁起を基にして作られたものであろう。

(二) 崇福寺縁起

略記天智天皇七年正月十五日の条に、崇福寺の建立を記し、更に「同寺縁起云……已上崇福寺縁起」

とある。これは東大寺大仏記や大安寺縁起の条に見た形式であつて、縁起云以下のみならず、その前文も崇福寺縁起の記事であること明かであるが、しかもそれは正月十五日の条にのみ止まらず、更にその前文の六年二月の記事も縁起の文によつて、三宝絵詞志賀伝法会の条に「志賀ノ縁起ニ見ヘタリ」として記しているところにより推定せられる。すなわち略記の記事と、三宝絵詞により、今は全く失われた崇福寺縁起の大体を窺うことができるのである。なお、園城寺伝記一之二には「康保五年二月廿日明覚撰悉曇大底裏書」に記されてあつたとして、天智天皇の「崇福寺願文」なるものが載せられてあるが、これはこの崇福寺縁起により偽作されたものであること明かであり、延暦僧録第二近江天皇菩薩伝(日本高僧伝要文抄所引)の記事こそは、その「崇福寺願文」の原本により書かれたものと思われる。

(三) 長谷寺縁起

略記神亀四年三月廿日(○国史大系本に卅日とあるは誤)の長谷寺観音供養の条に、その典拠を記して「已上縁起文」とある。長谷寺縁起として今日伝わるものは、寛平八年二月、菅原道真が「鏡行基菩薩国符記七卷、並流記

文三卷、本願聖人上表状一通、就中、尤聚<sub>レ</sub>金去<sub>レ</sub>塊、勘<sub>二</sub>出縁起文一首<sub>一</sub>、傍兼<sub>二</sub>流記<sub>一</sub>とあるものが有名であるが、略記所引の縁起はこれと一致しない。たとえば、上記の神亀四年の観音供養を菅公撰の縁起が神亀六年としている如き、顯著なることである。これは天平五年の徳道即ち「本願聖人」の縁起文にも神亀四年とあるが、道真は神亀六年の太政官符に従い、四年説を採らなかつたのである。徳道の縁起文は、略記が縁起の次に為憲記、即ち三宝絵詞の文として掲げてある記事の基になり、略記はこれを絵詞の原文のままに「出<sub>二</sub>天平五年徳道記縁起等文<sub>一</sub>」の註をも掲げている

のであるが、略記所引長谷寺縁起の記事は、この徳道の縁起とも一致しないところがあるのに、諸寺縁起集に「長谷寺縁起」として収められてあるもの並に伊呂波字類抄の長谷寺の条にあるものと吻合するところがある。ただそれは簡単で、略記所引の記事が見えないこともあるが、それは抄記のためであり、そしてそれらは「菩薩前障子文云」として記し、更に「子細之状、具在障子文也、因<sub>レ</sub>玆知<sub>二</sub>本縁起<sub>一</sub>也」とあり、即ちこのいわゆる「菩薩前障子文」が略記のいう長谷寺縁起であろうと思はれる。縁起文の構造が、前にあげた東大寺大仏記に似ているのは、そのためであらう。なお源平盛衰記卷四十七「長谷ノ観音並稽文仏師事」は略記と全く一致し、その基くところを一にすると思われる。

(四) 西大寺記 略記抄天平神護元年同年の条に、西大寺建立の記事に註して「彼寺記」とある。大安寺縁起の条に、同縁起を指して「大安寺記」と称していることは前にあげた如くで、或はこれも西大寺縁起と名付けられていたのかとも思われるが、いまは原文のままに従つておく。諸寺縁起集に収める「西大寺縁起」と類似の記事があるけれども、同一のものとは考えられず、別に西大寺縁起の古本があつたものと思われる。この略記抄二所引の条は、南都七大寺縁起西大寺の条に「扶桑記第九云」として抄訳されており、もと第九卷に収められてあつたことが知られる。また略記の神護景雲六年六月十五日の条の西大寺弥勒浄土造立の記事もこの寺記に基いたものであらう。今昔物語卷十一第十八の題に「高野姫天皇造西大寺語」とあり、本文は欠けているが、この縁起を基にしたものであるまいか。

(五) 鞍馬寺縁起 略記延暦十五年の条に鞍馬寺造立を記し、更に「彼寺縁起云……已上出<sub>二</sub>其縁起<sub>一</sub>」とある。大仏記の条の如き形式によるもので、その前文も縁起の文である。現存する鞍馬寺縁起は略記より遙か後世のもので、全く別本である。略記所引の記事は、伊呂波字類抄卷六鞍馬寺の条に「本朝文集云」として引くところと吻合し、字類抄

所引の記事は詳細であるけれども、上半に止まるに對し、略記は全体を略抄している。また今昔物語卷十一第三十五「藤原伊勢人始建鞍馬寺語」も、この縁起の前半を略抄したものである。すなわちこの三本により、鞍馬寺縁起の古本の大体を知ることができよう。

(六) 善光寺縁起 略記欽明天皇十三年の条に「善光寺縁起云……已上出彼寺本縁起之文」とある。現在の善光寺縁起は応安の記事あり、略記より遙か後のものである。

(七) 知足院縁起 略記延暦廿年(国史大系本に延暦十七年同年に作るは誤)の条に、百年の後知足院に至り無生の忍を語らんという伝教大師伝の記事に分註して、

私云、或人作知足院縁起云、延暦十一年、伝教大師於知足院四辟像前、始得無生忍、若依此発願詣知足院、悟无生忍之文、備得其心歟、彼知足天中者、中天名也、此知足院者、都率内院也、伝教大師発願結縁自他、来世共生内院、将入銅輪之位、誓願之文也、然詣於本朝山州之知足院、悟无生忍者誤哉、□後輩恐不可信受縁起文、

と批判している。編者の精緻な批判力を示す条である。

(八) 宇佐八幡縁起 略記欽明天皇三十一年同比の条に、八幡大明神の出現の事、並にその一説を記し、「已上出彼縁起文」とある。宇佐八幡縁起として現存するものは、扶桑略記の記事を引抄したもので、建武二年書写の奥書があり、鎌倉末にできたものと思われるが、それ以前にあつた古縁起の一端が略記に存しているのである。上記の記事の一説は、三宝絵詞八幡放生会の条にも見え、しかも略記の養老四年九月の条の八幡放生会の記事も絵詞の上文の続きに見えているので、略記が三宝絵詞によつたように見えるけれども、絵詞に単に「養老四年」とあるのに對して、略記は更に「九月」としているのは、やはり上文と共にこの縁起に基くことを示すものであろう。そして略記欽

明天皇の条の一説と共に、天平感宝元年正月の条の「或記」、延暦二年五月の条の記事は、いずれも東大寺要録卷四所載弘仁十二年八月十五日の太政官符所引弘仁六年十二月十日宇佐八幡神主大神清麻呂等解状に見える記事と一致するが、これらの記事も又上の縁起に見えていたのであろう。欽明天皇三十一年に八幡大明神垂跡の事は、神皇正統記、帝王編年記、また真福寺本和漢年代記等に見えて有名であるが、略記のこの記事が原拠になつたと思われる。三宝絵詞には、その出典を記して「弘仁十四年官符云」「辛島の勝氏がたてまつれる日記云」とあるが、これらも又、この宇佐八幡縁起に引いてあつたのを、絵詞がそのまま引抄したものである。

(九) 穴穂寺縁起 略記応和二年同年の条に、丹波国桑田郡の穴穂寺の仏像の靈驗を記して、「已上、穴穂寺縁起」とある。なおこの縁起の記事の大意は宝物集に「アナウノ観音」の話として抄されてある。

(一〇) 清水流記 略記延暦二十四年同年の条に、清水寺を私寺となす官符を掲げ、次に「清水流記云……」として、その記事を掲げてある。この官符も流記に載せられてあつたものであろうが、前にあげた清水寺縁起にも収められてある。

(一一) 供養記 略記元慶元年十月二十二日、管公吉祥院供養の記事に註して、「已上出<sub>二</sub>彼供養記<sub>一</sub>」とあり、延長五年十月二十六日、崇福寺供養の記事に註して「已上供養記」とあり、承平三年五月十日、東光寺供養の条に「已上出<sub>二</sub>供養記<sub>一</sub>」とあり、天元三年九月三十日、根本中堂供養の条に「已上出<sub>二</sub>供養記<sub>一</sub>」とあり、天喜五年三月十日、八角堂供養の条に「供養記云……」とある。また天曆八年二月二十一日法性寺供養、永觀三年二月二十二日観音院供養、永延二年三月二十六日法住寺供養、永祚二年三月二十日円融寺塔供養、正曆五年二月二十日積善寺供養、長保四年七月十七日解脱寺常行堂供養、寛仁四年三月三日無量寿院供養、治安四年六月二十六日法成寺薬師堂供養、万寿四年八月二十二日法成寺釈迦堂供養、長元三年八月二十一日東北院供養、寛徳二年十一月二十一日小一条院

供養、永承五年三月十六日法成寺新堂供養、天喜三年十月二十五日円乗寺供養、康平四年十月二十五日平等院塔供養、治暦元年九月二十五日御筆法華経供養、延久二年十二月二十六日円宗寺供養等の記事には、「已上」と分註してあり、同様の記事で所処を分註してないものとして、正暦二年七月法興院供養、康平二年十月十二日法成寺供養、康平六年十月二十九日実相院供養、治暦二年十一月二十八日観世音寺供養、同三年二月二十五日興福寺金堂供養、承保四年十二月十八日法勝寺供養、承暦二年正月二十七日興福寺塔供養、応徳三年六月十六日梶井供養等の記事がある。恐らくこれらはそれぞれの寺院の供養記によつたのではなく、これらを集成した供養記集があり、これが「供養記」とよばれていたものであろう。

(一一) 西寺験記 略記承暦三年の条の記事に「已上出西寺験記」とあり、また寛治三年十一月、十二月の記事も、同記によるものと思われる。

#### 丁、雑類

(一) 清丸上表 略記抄二神護景雲三年の条に「清曆上表云……已上出清丸上表」とあり、これによると、清丸上表なる書があつたようであるが、その記事は大体において、日本後紀延暦十八年二月、清麻呂死去の条と同じで、(和氣清麻呂伝はこの後紀の文を抄したものである)ただ有名な君臣の分を教へ給うた再度の託宣が、一切経を書写し、仏像を造り、最勝王経を誦し、一伽藍を建立せよという趣意に造りかえられている。これによれば、或はこの上表は前にあげた宇佐八幡縁起中の一文であろうとも思われる。なおこの上表は元亨釈書に引かれているが、略記に基ずくものである。

(二) 善家秘記 本朝書籍目録に「善家秘記一卷」とあるが、今日伝わっていない。略記元慶二年九月廿五日並に寛平八年九月の条に「善家秘記云」として、その文が引抄され、かつ寛平八年の条の記事により、三善清行の著なることが分かる。なお政事要略に「善家異記」として引くところも、略記所引寛平八年の条の記事と一致し、同じ書

であることが知られる。(和田英松博士著「本朝書籍目録考証」参照)

(四) 紀家記 略記昌泰元年十月廿日醍醐天皇逍遙の記事、並に延喜十一年六月十五日宇多法皇賜飲の記事に、「已上紀家記」とあり、前条の後には略記の編者が「毎事雖多、依煩不能記写(焉カ)」と註してある。紀家は紀長谷雄のことでこの記事の前条は旧伏見宮所蔵紀家集巻十四に収められ、後条は本朝文粹巻十二に「亭子院賜飲記」として収められてある。紀家集は今日、「延喜十九年正月卅一日江朝綱記之」と奥書ある巻十四のみが存し、長谷雄の文章を収めてある。その巻数より考えて、長谷雄の詩文を悉く集めたものであらうと思われるが、紀家記はその中の記録的文章のみを集めたものであらう。なお略記延長四年五月廿一日の条の御記の記事に、入唐僧寛建に長谷雄の詩集三巻を菅原道真、橘広相、都良香の集と共に賜い、「件四家集」も追つて給うべく、これらを唐家に流布せしむとある。

(五) 年代曆 略記天慶元年の条に「年代曆云……已上」として僧平忍の伝あり、康保四年の条に、僧歡喜の伝を記して「已上出年代曆」とある。ともに兜率内院に生れんとする願を遂げた僧の伝であつて、年代曆と称しても、単なる年代記でなく、法華驗記の類に似ているようであるが、委細は明かでない。

(六) 道賢上人冥土記 略記天慶四年の条に「道賢上人冥土記云……已上」として、長文の記事がある。その分註に「道賢、今名日藏」とあり、三善清行の弟である。宝物集に「日藏上人カ伝」としてこの記の一部を抄してある。

(七) 齋然法橋渡唐牒 略記天元五年八月の条に、東大寺並に延曆寺の牒を載せ、「已上齋然法橋渡唐牒」とある。東大寺の牒は朝野群載巻二十にも収められてある。

(八) 弘法大師付法記 略記抄一開化天皇の条、並に抄二天平十三年の条に「弘法大師付法記云」とあり、記事は抄一に「第四祖師号曰三竜智菩薩」とあるのみで、抄二には記事はない。抄一の記事によると、遍照如来以来、空海に至る伝法の系譜であらう。諸師製作目録弘法大師の条に「広付法伝二巻、付法伝問答一卷、略付法伝一卷」とあ

るのは、これと関係があるものであろうか。

(九) 血脈 略記養老元年の条の分註に「血脈云、善無畏三藏、是中天竺竭陀国々王、早捨皇位、出家入道」とある。血脈の我国における作として伝教大師の撰になる「内証仏法相承血脈譜」が現存し、(帝室博物館に平安初期博士「日本仏教史」上世篇 二六三頁) また支那より渡来のものとして、智証大師将来目錄に「重集大乘血脈図一卷宜陽」とあり、これらとの関係は明かでない。東域伝灯目錄にも「血脈一卷」とある。

(一〇) 胎蔵相承 略記養老元年の条の分註に「胎蔵相承云、无畏三藏、大唐開元七年、從西国来、至震旦国」とあり、やはり伝法の系譜であろうが、詳細は明かでない。

(一一) 雙林寺実録 略記欽明天皇卅年、陳の太士の入滅の条に、その伝をこの書により記し、「雙林寺実録云 楼煩撰、大士自立号言雙林樹下当来解脱善惠居士」……已上出 一卷伝 同八卷伝云、……上」とある。伝教大師将来越州録に「雙林大士集一卷」とあるのは、この一卷伝のことであろう。

(一二) 世伝 略記天武天皇元年五月、天平十五年、及び天平感宝元年の条に「世伝云」として所引の記事がある。天武天皇元年の記事は「世伝云、大友皇子之妃、是天皇女也、竊以謀事、隱通消息」……とあるが、その所拠を知らない。天平十五年の記事は、東大寺要録卷二に「口伝云」として記するところとほぼ一致し、天平感宝元年の記事は同じく要録卷二に「或日記云」として記するところと最も近く、また三宝絵詞卷下千花会の条に「東大寺ノ記文等ニミヘタリ」とあるものともほぼ一致し、略記も東大寺の或る記録に拠つたものと思われる。なお今昔物語卷十一第十三「聖武天皇始建東大寺語」にも類似の記事あり、東大寺建立についての伝説として、当時流布していたものと思われる。

(一三) 古老相伝 略記延喜元年八月の条に「古老相伝」としてその記事を引き、天慶三年正月廿四日の条に

「古老云」とあり、また同条に「古老伝言」として引抄し、永観二年八月の条に「故老伝云……故伝記也」として、引抄の記事がある。右のうち、天慶三年の「古老云」の記事は、東大寺要録卷四に「白河院高野巡幸之記」にありとして、記されてある。

(一四) 流俗相伝 略記天平十八年六月の条に「流俗相伝云」として所引の文あり、平家物語玄昉の事、源平盛衰記卷三十六「広嗣並玄昉僧正事」と一致している。

(一五) 或記 略記欽明天皇十三年、養老元年、神亀三年、天平七年、天平十八年、天平感宝元年、天平勝宝元年、同八年五月、宝亀三年十一月、元慶八年六月、天慶二年等の条に、「或記云」として所引の文がある。このうち、神亀三年の記事は興福寺縁起に見え、天平十八年並に天平勝宝元年の記事は東大寺要録卷二「大安寺菩提伝来記」に同様な記事あり、天平感宝元年の記事は宇佐八幡縁起に同じ記事あり、宝亀三年の記事は僧綱補任歴に一致している。また天慶二年の条は、「或記云」として藤尾寺の記事、並にその次に「或記云……上」として道饗祭の記事の二条あるが、両条とも本朝世記天慶元年の条にあり、前条は八月十二日、後条は九月二日丙午に記されてある。また前条は今昔物語卷三十一第一「東山科藤尾寺尼奉遷<sub>レ</sub>八幡新宮<sub>二</sub>語」と一致し、後条は小野宮年中行事に「天慶元年九月一日外記日記云」とあるところに吻合する。けだしこの両条はもと外記日記天慶元年の条にあり、小野宮年中行事、並に本朝世記はそれを基にしたものであろう。略記にいう或記が外記日記を指すか、或はそれを引用した或記を指すか、なお明かでない。略記が天慶二年としたのは勿論誤りである。

(一六) 或説 略記抄二大同元年の条に「或説云……上」として所引の文あり、これは水鏡並に愚管抄に引抄されているが、所拠は明かでない。

(一七) 或本 略記飯豊天皇の条、並に推古天皇の条に「或本云」として所引の記事あり、前条は日本書紀に一

致するが、後条の所拠は明かでない。

## 第二節 出典を記さないもの

### 甲、日記及び実録類

(一) 外記日記 略記仁和四年九月十五日、および承平六年六月の条の記事は、日本紀略と吻合する。紀略は外記日記を多く材料にしていると思われるが、略記も同様にこれを用いたのである。また第廿三、第廿四、第廿五に裡書として附せられている記事(写本には本文分註とするものあり)も日本紀略と一致し、「外記日記云」と断わつてある本もあつて、これは外記日記を抄した記事なること明かであり、星野博士が歴世記録考の貞信公記の条に、これを貞信公記の記事とされているのは誤りである。恐らくこれは本文の参考にしようとして、裏書にしたものであろう。

### 丁、縁起類

(一) 竜蓋寺記 略記大宝三年乙酉の条にある竜蓋寺の記事は、東大寺要録第一に「竜蓋寺記」として引くところと殆んど一致し、略記も同寺記に拠つたものと思われる。今昔物語卷十一第三十八「義淵僧正始造竜蓋寺記」も要録所引の記事と一致し、竜蓋寺記を抄訳したものであろう。またこれは七大寺年表に「竜蓋寺伝記云」として引かれ、南都高僧伝には「竜蓋寺伝云」として抄記してある。

(二) 薬師寺流記 略記天武天皇九年の条に、薬師寺造管の記事について「已上」とあり、次に三宝絵詞の記事をあげ、その後にもまた薬師寺の堂塔佛像等の詳細な記事を記して、「已上」と註してある。現在伝わる薬師寺縁起は、長和四年の撰で、流記帳、古老伝等によつて編されたもので、略記の記事はこれと一致しているところがあるが、見えないところもある。恐らくその所拠を等しくしているので、略記の抄記したのは流記の文であらうと思われる。なお今昔物語卷十一第十七に「天智天皇造薬師寺語」の題があるが、本文は欠けている。

(三) 唯摩会記 略記齊明天皇二年同年、同三年、同四年同年、慶雲三年十月、同四年十月、和銅二年十月、同七年十月、延暦二十一年十月の各条に、維摩会に關して、他に見えない詳しい記事がある。唯摩会縁起としては、三寶繪詞の唯摩会縁起による記事、今昔物語卷十二第三「於三山階寺行維摩会語」、興福寺縁起所収唯摩会の記事、諸寺縁起集所収の唯摩会縁起等があるが、それらとは異り、ただ建保六年光惠の撰した維摩会記と吻合するところがあり、しかもこれとの直接關係は認められない。恐らく両者は所拠を一にしているものと思われるので、これを仮りに唯摩会記と称する。なお一条兼良撰多武峯略記の唯摩会縁起の条は全く略記によつたものである。

#### 第四章 扶桑略記の基本になつた書

以上兩章において、略記の材料となつたことの明かな書物を略記の記事と對比して考察した。これをまとめて見ると、左の如くである。

(甲) 国史実録類 日本書紀、続日本紀、日本後紀、続日本後紀、文徳実録、三代実録、古事記、類聚国史、類聚三代格、宇多天皇御記、醍醐天皇御記、村上天皇御記、李部王記、外記日記、将門記、亭子院宮滝御幸記、新羅入寇日記、将門誅害日記、純友追討記、陸奥話記、三井寺官使実録記、御堂関白高野山参詣記、白河院高野御幸記、参天台五台山記

(乙) 伝記類 聖徳太子伝暦、家伝、唐大和上東征伝、行基菩薩伝、役公伝、波羅門僧正碑、百川伝、叡山大師伝、慈覚大師伝、智証大師伝、弘法大師伝、弘法大師略記、真如親王伝、延暦僧録、無動寺建立和尚伝、尊意僧正伝、慈慧大僧正伝、静観僧正伝、浄蔵伝、陽勝仙人伝、禅喜伝、増賀上人伝、性空上人伝、道場法師伝、恒貞親王伝、浦島子伝、続浦島子伝、僧綱補任歴

(丙) 靈驗記・往生伝類 日本靈異記、三宝絵詞、日本往生極楽記、大日本法華驗記、本朝法華驗記

(丁) 縁起類 東大寺大仏記、招提寺建立縁起、大安寺縁起、興福寺縁起、清水寺縁起、四天王寺御手印縁起、天

満宮託宣記、関寺縁起、法成寺金堂供養記、広隆寺縁起、崇福寺縁起、長谷寺縁起、西大寺縁起、鞍馬寺縁起、善光寺縁起、知足院縁起、宇佐八幡縁起、穴穂寺縁起、清水流記、供養記、西寺驗記、竜蓋寺記、薬師寺

流記、唯摩会記

(戊) 雑類 宇治橋碑銘、意見十二箇条、九条殿遺戒、宝経印陀羅尼経記、池亭記、清丸上表、善家秘記、紀家

記、年代暦、道賢上人冥土記、奄然法橋渡唐牒、弘法大師付法記、胎藏界大法対受記、弘決外典抄、靈応伝、

西域記、感通伝、付法蔵伝、慈氏菩薩儀軌、雙林寺実録

これらの出典を記しているものは卷第二十七、円融天皇の条以前に多い。一条天皇以後の条においては、出典を記しているのは天満宮託宣記、大日本法華驗記、性空上人伝、関寺縁起、御堂関白高野山参詣記、陸奥話記、西寺驗記、官使実録等に過ぎず、出典の明かでない記事が大部分を占めている。これらの出典の明かでないものは多く当時の記録日記によつて記したものとわれ、史料として、最も貴重な条である。

ところで略記の円融天皇以前の条は、殆んで上引の古書旧記の綴輯であり、多くその根拠を明かにし得るのであるが、しからばこれらの諸書から引抄の記事を除いたとき、いかなる記事が残るであろうか。これを行うことによつて、われわれは扶桑略記がある書——すなわち一種の年代記を基にしていることを知りうるのである。それはとくに略記の記事において、六国史が基になつている部分、すなわち光孝天皇以前の条において明確にしうる。けだしこの時代までは六国史が大体において現存しているので、その典拠の大部を明かにしうるのであるが、それ以後においては、それに相当するものがなく、宇多、醍醐、村上の三天皇の条においては、それぞれの天皇の御記が基になつてい

ることは知られるけれども、その御記が今日逸しているため、その所拠の記事を完全に明らめることは不可能であり、またその後の部分においては、所拠の明かでない記事が頗る多いからである。よつて次に光孝天皇以前の条において、略記が原形を存している部分、即ち卷二より卷六まで、及び卷二十、卷二十一の前半の記事において、出典の明かな記事を除去し、残るところの記事を左に抄記してみよう。(括弧内は他に所拠ある文句。但し小異の語句はあげない。)

第二

神功天皇 十五代、治六十九年、王子一人即位、女帝始之

二年壬午、此比、天竺祇洹寺為天魔被燒滅畢矣、

八年戊子、罷三公置丞相 丞相者御史大臣也 御史 御史者大納言之名也

六十九年己丑四月、天皇(春秋百歲崩)、葬于大和国添下郡狹城楯列池上陵、元年辛巳、相当後漢第十二主孝献帝十二年、

応神天皇 十六代、治四十一年、庚辰歲生、王子男十四人、女八人、一人即位

仲哀天皇四男、今八幡宮也、庚寅歲正月丁亥日、行年七十即位、都大和国高市郡輕島豐明宮、四年癸巳、鶏生鵲巢中、生子四足、

四十一年庚午二月十五日、天皇春秋百十一歲崩、一云、百廿二崩 葬于河内国志紀郡惠我藻伏陵、一云、葬殖香藻節岡陵、高五丈、方五町 元年庚寅、相当晋第一主武皇帝泰始五年、一云、当太始六年 同元年如来滅後一千二百一十九年也、

仁徳天皇 十七代、治八十七年、世云大鷦鷯天皇、王子男五人、女一人、三人即位

癸酉歲正月己卯日、行年廿四即位 庚戌、歲生

七年己卯、〔風雨順時〕、百姓富寬、五教豐饒、頌德既滿、四月、天皇登樓亦見、朕既富足、秋烟繁昌、天皇詠

曰、高木屋仁登天見礼者烟立民之烟戸者仁幾波比二計里、

十一年癸未、……今山崎河通海、是其堀江也、

廿七年己亥、皇子誕生、履中天皇是也、四十年壬子、皇子誕生、反正天皇是也、

五十五年丁卯、同年大臣武内宿禰春秋二百八十二歲薨、歷三代朝二百四十四年也、

六十二年甲戌、同年皇子誕生、允恭天皇是也、

七十五年丁亥、雄略天皇誕生、天皇之孫也

八十七年己亥正月十六日、天皇一百十歲崩一云百廿三歲崩、天皇幼而聰明叡智、容貌美麗、及壯仁寬慈惠、同年十月、

葬于和泉国大鳥郡百舌耳中陵五丈八町、元年癸酉、如来滅後一千三百十二年、

履中天皇 十八代、号去来穗天皇、已亥歲生、王子三人、女二人、無即位人、治六年、

庚子歲二月一日壬午、行年六十二即位、都撰津国難波宮、……同元年以葛城田大使主任大臣、

六年乙巳、建官藏並諸国藏、同六年三月十五日、天皇春秋六十七崩、十月四日、葬于和泉国大鳥郡百舌耳原

南陵 五丈五町、元年庚子、相当後魏第一主武帝十五年 一云、当晉王隆安四年、同元年、如来滅後一千三百四十九年、

反正天皇 十九代、号瑞齒天皇、治六年、壬子歲生、王子男一人、女三人、無即位人、

仁德天皇第四子、母皇后磐之媛也、丙午歲正月一日戊寅、〔生年五十五即位〕、

六年辛亥正月、天皇六十崩、葬于和泉国大鳥郡百舌耳原北陵 一云、允恭天皇五年葬、高五丈、広三町、元年丙午、相当後魏武帝廿二

年、一云、当晉義熙一年、同元年如来滅後一千二百五十五年、

允恭天皇 廿代、号<sub>二</sub>遠明日香天皇<sub>一</sub>、治卅二年、甲戌歲生、王子男五人、女三人、二人即位

仁德天皇第五子、母皇后磐之媛也、壬子歲十二月、行年卅九即位、

元年壬子、……都<sub>二</sub>大和国高市郡遠明日香宮<sub>一</sub>、一云、河内国飛鳥宮、

二年癸丑、同年初置<sub>二</sub>刑部官<sub>一</sub>、

四十二年癸巳正月十四日、天皇春秋八十崩、十月葬<sub>二</sub>河内国志紀郡惠我長野北原陵<sub>一</sub>、高四丈、方三町……元年壬子、相<sub>二</sub>当

後魏第二主元帝三年<sub>一</sub>、一云、当<sub>二</sub>晋王義熙八年<sub>一</sub>、同元年如来滅後一千三百六十一年、

安康天皇 廿一代、号<sub>二</sub>穴穗天皇<sub>一</sub>、辛丑歲生、治三年、无<sub>二</sub>王子<sub>一</sub>、

允恭天皇第二子、母皇后忍坂大中姬也、癸巳歲十二月十四日壬午、生年五十三即位、明年甲午、為<sub>二</sub>元年<sub>一</sub>、都<sub>二</sub>大和国山辺郡石上穴穗宮<sub>一</sub>、

三年丙申、……天皇春秋五十六崩、八月壬辰、日被<sub>レ</sub>殺、葬<sub>二</sub>大和国添下郡菅原伏見西陵<sub>一</sub>、高<sub>三</sub>丈、方<sub>二</sub>二町、即位年癸巳、相<sub>二</sub>当後魏

第四主成帝二年<sub>一</sub>、元年甲午、当<sub>二</sub>宋王孝建元年<sub>一</sub>、同元年如来滅後一千四百三年、

雄略天皇 廿二代、号<sub>二</sub>大泊瀬天皇<sub>一</sub>、治廿三年、王子男三人、女二人、一人即位、丁亥歲生、

允恭天皇第五男、母皇后忍坂大中姬也、丙申歲十一月十三日、生年七十即位、明年丁酉、為<sub>二</sub>元年<sub>一</sub>、都<sub>二</sub>大和国城上郡長谷朝

椋宮<sub>一</sub>、一云、泊瀬朝倉宮、

廿三年己未八年、天皇年九十三崩、一云、五十一歲、一百四歲葬<sub>二</sub>于河内国丹遲郡北高鷲原陵<sub>一</sub>、高<sub>二</sub>二丈、方<sub>二</sub>二町、元年丁酉如来滅後

一千四百六年、

清寧天皇 廿三代、号<sub>二</sub>白髮天皇<sub>一</sub>、治五年、无<sub>二</sub>王子<sub>一</sub>、

大泊瀬天皇第三男、母皇太夫人葛城韓姬也、庚申歲正月四日壬子、生年卅五即位、一云、卅七歲即位都大和国添上郡磐

余甕栗宮、五年甲子正月、天皇春秋卅太崩、一云四、十一崩葬于河内国古市郡坂門原陵、高一丈、方二町元年庚申、相当後

魏第六主文帝九年、一云、当三齊、王建元二年同元年如来滅後一千四百廿九年、

飯豐天皇 廿四代、女帝、无三王子、  
(孫九)  
清寧天皇養子、履中女

市辺押磐皇子女、去来穗天皇孫、母菟姬也、甲子歲春二月、生年四十五即位、

同年冬十一月、天皇春秋四十五崩、葬于大和国葛木埴口丘陵、一云、葬三河内国古、市郡坂門原南陵此天皇不載諸皇之系図、但

和銅五年上奏日本紀載之、仍註三伝之、諸本有无不同也、

顯宗天皇 廿五代、治三年、无三王子、去  
来穗天皇孫、白髮天皇養子、

市辺押磐皇子之子、母菟媛、蟻子女也、乙丑年正月一日己巳、生年四十六即位、都大和国高市郡近飛鳥八鈎宮、

一云、石上弘高宮、三年丁卯四月、天皇四十八歲崩、葬于大和国葛下郡傍丘磐坏丘南陵、高三丈、東西二、元  
町、南北三町元年

乙丑、相当後魏文帝十四年、一云、齊王、永明三年同元年如来滅後一千四百卅四年、

仁賢天皇 廿六代、治十一年、顯宗天皇之兄、  
王子男一人、女七人、一人即位

市辺押磐皇子之子、母菟姬也、戊辰歲正月五日乙酉、生年四十即位、……都大和国山辺郡石上広高宮、

十一年戊寅八月、天皇春秋五十歲崩、葬于河内国丹遲郡埴生坂本陵、高二丈、方二町元年戊辰、相当後魏文帝十七年、

一云、当三齊、王永明六年同元年如来滅後一千四百三十七年、

武烈天皇 廿七代、号三小泊瀬天皇、  
治八年、无三王子、

仁賢天皇太子、母皇后春日大媛也、戊寅歲十二月、生年十歲即位、明年為二  
元年、

八年丙戌十二月、天皇春秋十八歲崩、葬于大和国葛下郡傍丘磐坏丘北陵、高二丈、方二町、元年己卯、相当後魏文帝廿八年、一云、当三齊王永元元年、同元年如来滅後一千四百四十八年、

第三

繼体天皇 廿八代、治廿五年、王子男九人、女十一人、三人即位、

应神天皇五代孫……丁亥年二月甲午、生年五十八即位、

三年己丑、大連金村薨、

廿五年辛亥二月、天皇春秋八十二崩、同年十二月、葬于撰津国嶋上郡三嶋藍野陵、高三丈、方三町、元年丁亥、相当後

魏第七主宣武帝八年、一云、当三梁、王天監六年、同元年如来滅後一千四百五十六年、

安閑天皇 廿九代、治二年、無三王子、

繼躰天皇太子、母妃尾張日子媛也、癸丑歲二月、生年六十八即位、以明年一為元年、

二年乙卯十二月「十」七日、天皇七十崩、葬于河内国古市郡古市高屋丘陵、高三丈、方二町、元年甲寅、相当後魏第十二

主武帝二年、一云、相当後魏十三主文帝元年、或云、当三梁主、大同元年、同元年、如来滅後一千四百八十三年、

宣化天皇 三十代、号三高田天皇、治四年、王子男一人、女五人、無即位人、

繼躰天皇第二男、母妃尾張日子媛也、乙卯歲十二月生年六十九即位、明年丙辰為元年、

三年戊午、相当震旦天台大師誕生之年、矣、四年己未二月十日、天皇春秋七十二崩、葬于大倭国高市郡身狹桃

花鳥坂上陵、一云、佐桃鳥坂上陵、高三丈、方三町、元年丙辰、相当後魏第十三主文帝二年、一云、当三梁王大同二年、

欽明天皇 卅一代、治卅二年、王子男十七人、女九人、四人即位

繼躰天皇第三子、母皇后手白香又名橋仲皇女、仁賢天皇女也、癸亥年即位、庚申年為元年、經三四箇年而已

十三年壬申、同年大連物部尾輿薨、一云、同年壬申十月、百濟明王獻阿彌陀仏像、長一尺、表云、臣聞、万法之中、仏法最善、世間之道、仏法最上、天皇陛下亦應修行、故敬捧仏像經法法師、附使貢

獻、宜信行者、已、或記云、信濃国善光寺阿彌陀仏像者、則此仏也、少治田天皇御時、壬戌年四月八日、令秦

巨勢大夫奉請送信乃国、云々

卅年己丑四月十四日、相<sub>二</sub>当陳大建元年己丑傅大士入滅之日、

卅二年辛卯四月十五日、天皇崩、八月新羅奉表葬于大和国高市郡檜隈坂合陵、高四丈、方四町、元年庚申、相<sub>二</sub>当後魏第十三

主文帝六年、一云、相<sub>二</sub>当梁主文帝六年、同元年、相<sub>二</sub>当如来滅後一千四百八十九年、

敏達天皇 卅二代、治十四年、王子男七人、女十人、無即位人

欽明天皇太子、母宣化天皇女、石姬皇后也、都<sub>二</sub>大和国十市郡磐余詛語田宮、一云、百濟大井宮、又云、城上郡幸玉宮、

壬辰年……同四月遷都、

六年丁酉六月廿二日、相<sub>二</sub>当陳大建九年、南岳思大師入寂之日也、由<sub>二</sub>靈応伝第四卷之文、引<sub>二</sub>合和漢年代曆計<sub>レ</sub>之也、私云、今案、聖德太子、是南岳大師後身也、靈真和尚云……倭国王子者聖德太子也、又慈覚大師奏狀云……然太子年六歲時、南岳大師入滅、後身之義、年序同時也、其意如何、本伝云……或本云……

十四年乙巳……、同年八月十五日、天皇春秋廿四歲崩、山陵河内国石川郡磯長中尾、高三丈、方二町……天皇元年壬辰、

相<sub>二</sub>当後周第三主武皇帝十二年、或記云、当<sub>二</sub>後周天和七年、一云、当<sub>二</sub>後周建德元年

用明天皇 卅三代、治二年、王子男七人、女一人、無即位人

〔欽明天皇第四子〕、母大臣蘇我宿禰稻目女、〔妃堅塩姫〕、乙巳年九月五日、天皇即位、明年以為二都大和国十市郡

雙槻宮、一云、磐余池辺雙槻宮、又云、高市郡池辺列槻宮、

二年四月九日、天皇崩、山陵大和国磐余池上、七月、葬之推古天皇元年九月、改葬河内国石河郡磯長原山陵、高三丈、

方三、元年丙午、相三当隋開皇六年、一云、当隋初、主文帝五年元年如來滅後一千五百卅五年、

崇峻天皇 卅四代、治五年、王子男一人、女一人、無即位人、

……丁未年八月二日、生年六十七即位、明年以為二元年

元年戊申、……一云、同年草創元興寺、五年壬子、……山陵大和国城上郡倉梯崗、異本云、葬添上郡、無山陵、

推古天皇 卅五代、女帝、治卅六年、王子男二人、女五人、无即位人、

〔欽明天皇中女〕、母稻目大臣女、蘇我小姉君姫也、……壬子年十二月八日己卯、生年卅八即位、一云、四、都大

和国高市郡小治田宮、一云、豊浦宮、明年癸丑、以為元年、

元年正月、蘇我大臣馬子宿禰依三合戰願、於飛鳥地、建法興寺、立利柱、日、嶋大臣並百余人皆着百濟服、

三年乙卯、五月〔高麗僧惠慈……〕令住法興寺、〔四年冬十一月法興寺造了〕……今元興寺是也

五年丁巳十一月廿四日、相三当隋開皇十七年丁巳天台大師入滅之歲、

#### 第四

推古天皇下

「十三年乙丑夏〔四月辛酉朔、天皇詔皇太子並大臣諸臣、共同發願、始造金銅丈六尺迦仏像〕挾侍菩薩像、作仏之工用銅二万三千二百斤、黄金七百五十九兩、〔高麗大興王〕遙〔聞〕隨喜、〔貢黄金三百廿兩〕、助成大

福、同心結縁、

「卅三年乙酉、天下旱魃、以高麗僧惠准、令着青衣講讀三論、甘雨已降、仍賞任僧正、住元興寺、流布三論法門、建井上寺、」

卅四年丙戌五月廿日、〔大臣蘇我宿禰馬子薨〕七十六、……三代親舅、在官五十五年也、同年、蘇我宿禰蝦夷任

大臣、四十、一

卅六年戊子三月、「天皇春秋七十三崩」一云、七十崩、……山陵河内国石川郡科長山田、或本云、山陵、大和国高市郡

舒明天皇

卅六代、号三田村天皇、治十三年、王子男四人、女四人、二人即位、

敏達天皇孫也、彦人大兄皇子二男、母敏達天皇女、糖手姫也、己丑歲正月四日丙午、年卅七即位、都大和国高市郡岡本宮、……、

己丑歲正月四日即位、時人以為、天皇信受上宮太子遺訓、自得弘力、登帝位也、「夏五月、有蟬、聚集、其凝累十許丈、浮空越信濃国坂、其音如雷、即東方至于上野国而散、」巳件年相、当大唐貞觀三年仲秋朔旦玄昇三藏往天竺歲上也、

四年壬辰八月七日、相、当大唐国清寺灌頂大師入滅之日、

十二年庚子、……封二百五十戶施入四天王寺、始定斗升斤兩、

十三年辛丑十月九日、天皇於百濟宮崩、年四十九、明年十二月葬滑谷岡、皇極天皇三年九月改葬大和国城上郡押

坂山陵、一云、河内国石川郡、高四丈、方九町、一説云、讓位於皇極天皇、号太上天皇、元年己丑、如来滅後一千五百七十年、

皇極天皇 卅七代、女帝、号寶姬皇后、治三年、王子男三人、女一人、二人即位、

敏達天皇曾孫、舒明天皇之后、母欽明天皇孫女、曰吉備姬是也、

元年壬寅……都大和国飛鳥宮、一云川原板葺宮、……或說云、同十二月十四日息長山田公奉殺先帝太上天皇、

四年乙巳六月、……(蝦夷臨誅自殺)、年口、十六、墮大鬼道、……、元年壬寅、如来滅後一千五百九十一年、皇極天

皇、前適用明天皇孫高向王、後適舒明天皇、

孝德天皇 卅八代、号輕天皇、治十年、大化五、白雉五、无王子、

皇極天皇之弟、母欽明天皇孫女、曰吉備姬是也、(乙巳年六月十四日庚戌、天皇即位)……同日始分左右大臣、

……内臣者准大臣位也、……此歲相下大唐貞觀十九年丙午春正月亥葬三藏自天竺歸唐朝歲也、一云、

三年丁未、唐貞觀十九年相当云々、可考、

白雉元年……同年庚戌、鷲羅国獻大鳥、其形如駝、能食銅鉄、

白雉二年辛亥七月、右大臣德蕤、世云三馬飼大臣、白雉四年癸丑、相下永徽四年亥葬三藏、十二月葬磯長山陵、高二丈、方五町、俱舍論一歲、

白雉五年甲寅、……同年十月十日、天皇崩、山陵河内国石川郡大坂磯長、元年乙巳、如来滅後

一千五百九十四年、

齐明天皇 卅九代、女帝、前名皇極天皇、治七年、王子男三人、女一人、二人即位

敏達天皇曾孫、母曰吉備姬也、舒明天皇之后、乙卯年正月三日甲戌、重詐復位、同元年五月……時人云、蘇我

豐浦大臣之靈也、……造川原寺、

四年戊午三月、舍衛国婦女来朝、

六年庚申三月、講仁王經、

七年辛酉夏、群臣卒爾多死、時人云、豊浦大臣之所為也、七月廿四日、天皇崩、山陵朝倉山(中略)陵高三丈、方五町、改葬大和国高市郡越智大握間山陵、十一月……元年乙卯、如来滅後一千六百四年、

第五

天智天皇 四十代、号田原天皇、治十年、王子男六人、女十三人、三人即位、但一人不載系圖、

舒明天皇第二子、母齐明天皇也、元年壬戌正月三日即位、……又同冬月、天下大疾、天亡之人稍及過半、時人以為豊浦大臣靈矣、……明年四月、蘇我宿禰武羅自任右大臣、五十

三年甲子三月四日、相<sub>二</sub>当大唐麟德元年玄奘三藏遷化歲、年六十三四年乙丑二月、……新羅王遣使貢朝、

六年丁卯春正月、遷都近江国志賀郡大津宮、本在大和国岡本宮、

七年戊辰二月戊寅日……同日以大海皇子立皇太子、天武天皇是也五月……自常陸国進白雉並生角馬、七月始

任太宰帥、

十年辛未正月五日(以大友皇子為太政大臣二年廿五歲)天智天皇男也、母采女伊賀宅子嬢也、太政大臣此時始之、……同日始置

大納言、……同十月、立大友太政大臣為皇太子、(十二月三日、天皇崩)、同十二月五日、大友皇太子即為帝

位、生年、廿五一云、天皇駕馬、幸山階郷、更無還御、永交山林、不知崩所、只以履沓落處、為其山陵、以

山陵山城国宇治郡山科郷北山高二丈、方十四町、元年壬戌、如来滅後一千六百一十一年、

天武天皇 四十一代、号清御原天皇、治十五年、王子男十人、女十人、無即位人、

舒明天皇第三男、母齐明天皇也、

元年壬申五月、大友皇子既及執政、左右大臣等相共發兵、將襲於吉野宮、……世伝云、大友皇子之妃、是

天皇女也、竊以謀事、隱通消息、上、已、……〔天皇引率男女子息〕同六月十日、步行入東國、……、八月、天皇幸野上宮、立年号為朱雀元年、太宰府獻三足朱雀、仍為二年号、

二年癸酉二月廿七日癸未、天皇即位、同日以菟野皇女、立為皇后、都大和國高市郡明日香清御原宮、三月〔備後國進白雉〕仍改為白鳳元年、白鳳合至三十四年、同三月……同月智藏任僧正、具學生福亮僧正在俗時子也、

五年丙子、……勅諸國、講最勝仁王等經、

九年庚辰七月、割伊勢四郡、建伊賀國、別駿河二郡為伊豆國、

十五年丙戌九月四日、天皇崩、一云、九月九日崩、山陵大和國高市郡檜隈大内高五丈、方五町、十五年丙戌歲、大友太政大臣子大友与多、大臣家地造御井寺、今三井寺是也、依交遺誠、建立之云々、私云、若天皇崩後、建立之歟、可考、

又天皇建弘福寺、年月、元年壬申、如來滅後一千六百廿一年、

持統天皇 四十二代、女帝、号菟野皇后、治十年、王子一人、无即位人、

天智天皇第二女、天武天皇之后也、母山田大臣石川曆女、越智娘也、皇后臨朝称制、丁亥歲為其元年、至第四年即位、都大和國高市郡明日香清御原宮藤原宅、

六年壬申九月、遣使諸國、定町段、始置中納言、石上朝臣曆初居其職、有勅、令計天下諸寺、凡五百四十五寺、寺別施入燈分稻一千束、

七年癸巳……同九月、遣新羅名僧于天下、十月有詔〔講仁王經〕、凡於内裡、講仁王最勝王經、始自此時、以為恒例、

十一年丁酉二月、以輕皇子立皇太子、文武天皇是也、日並知皇子 亦名草壁皇子、一男也、〔八月一日甲子、天皇讓位輕皇子、

号<sub>三</sub>太上天皇、生年五十歳、天皇之代、官舎始以<sub>レ</sub>瓦葺<sub>レ</sub>之、元年丁亥、相<sub>三</sub>当大唐第四主則天皇后四年<sub>一</sub>、如来滅後一千六百卅六年、

文武天皇 四十二代、号<sub>三</sub>後輕天皇<sub>一</sub>、治十一年、王子一人、即<sub>三</sub>天位<sub>一</sub>、

草壁皇太子第二子、母元明天皇也、元年丁酉歳八月一日甲子、生年十五即位、都<sub>三</sub>大倭国高市郡藤原宮<sub>一</sub>、

四年庚子三月己未日、道昭和尙<sub>三</sub>、和上在生時、両牙放<sub>レ</sub>光、弟子欲<sub>レ</sub>收<sub>三</sub>此牙<sub>一</sub>、忽為<sub>三</sub>鬼神<sub>一</sub>取去已訖、……八月廿六日、右大臣多治比真人嶋任<sub>三</sub>左大臣<sub>一</sub>、

五年辛丑正月……同月藤原朝臣不比等任<sub>三</sub>中納言<sub>一</sub>、即日任<sub>三</sub>大納言<sub>一</sub>、時年四十二、同月、役君小角有<sub>レ</sub>勅召反、

大宝二年壬寅十二月十日甲寅、太上天皇崩持統、火葬、大和国高市郡大内陵 天武天皇之同陵也、以下火葬 大宝三年癸卯三月

乙酉日、……俗云、造<sub>三</sub>五箇竜寺<sub>一</sub>、竜門竜福等、……是歳、立<sub>三</sub>東西市<sub>一</sub>、大宝四年甲辰三月、僧都始分<sub>三</sub>大小<sub>一</sub>、……十一月、……越後国貢<sub>三</sub>兔毛布一張金鋪二枚<sub>一</sub>、

慶雲四年丁未正月、藤氏賜<sub>レ</sub>封、大臣薨後贈階低<sub>三</sub>、(始力)六月十五日、天皇春秋廿五崩、十一月丙午日、火葬飛鳥岡、山陵大和国高市郡檜前安古岡上、高三丈、方一町、(遺詔云、方一町、方一町、) 拳哀三日、凶服一月、朕之母儀、阿閉皇女、宜<sub>下</sub>撰<sub>三</sub>方機<sub>一</sub>、中天皇位<sub>上</sub>矣、

元年丁酉、如来滅後一千六百四十六年、

第六

元明天皇 四十四代、女帝、号<sub>三</sub>安倍天皇<sub>一</sub>王子二人即位、男一人、女一人、治七年

天智天皇第四女、母蘇我大臣山田石川麿女、嬪姪娘也、

慶雲四年丁未七月十七日壬子、年四十六即位、都<sub>三</sub>大倭国高市郡藤原宮<sub>一</sub>、添上郡平城宮、

和銅四年庚戌三月辛酉日、……從<sub>三</sub>難波宮<sub>一</sub>移<sub>三</sub>御奈良京<sub>一</sub>、定<sub>三</sub>左右京条坊<sub>一</sub>、

和銅四年辛亥、大官等寺並藤原宮燒亡、和銅六年甲子、〔諸國郡鄉名著好字〕又令作風土記、

和銅七年甲寅六月廿八日庚辰、以豐稜彥親王立皇太子、于時年十四歲、令加元服、是聖武天皇也、……同年

相<sub>三</sub>當大唐惠昭法師入滅之歲、六十五也、

〔和銅八年九月二日庚辰、禪<sub>二</sub>位於冰高內親王、〕……和銅元年、如來滅後一千六百五十七年、

元正天皇 四十五代、女帝、号永高  
內親王无王子、治九年

皇太子草壁親王女也、母元明天皇、和銅八年乙卯九月三日庚辰、生年卅五即位、都大和國添上郡平城宮、

靈龜二年丙辰八月、……同月、〔大伴山守為遣唐大使、多治比島守〕、安倍仲磨為副使、下道吉備生年廿、從使

入唐、沙門玄昉同入唐、乘船四艘、五百五十七人渡海、同年移立元興寺于左京六条四坊、

靈龜三年丁巳、……或記云、大唐善无畏三藏、養老元年入朝、私云、无畏三藏來本朝事、不見處々之文、因茲世  
人多不知也、但勘下文、……、若是指於无畏三藏來

朝之時歟、彼人既是西天之國王、真言之祖師也、頗似相諧、血脉云……、胎藏相承云……、慈  
氏儀軌云……、伝教大師伝云……、私云、此文謂王子、上文云國王、并名相違、為之如何

養老五年辛酉十二月四日、〔太上天皇崩、年六十一  
元明天皇也、火葬于椎山陵、依遣詔不置葬礼〕陵高三丈、方三町也、  
自<sub>レ</sub>此以後、不<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>

高<sub>一</sub>、

養老七年癸亥九月七日己巳、無位紀朝臣家禪、於大和國白髮池、得白龜……、同年、興福寺內建施藥院悲田

院、施入封戶五十烟、伊与國水田一百町、越前國稻十三万束、同比、始置參議五員、已上二条  
月日可尋

養老八年甲子二月四日甲子、天皇十四禪<sub>二</sub>位於皇太子、号太上天皇、靈龜元年乙卯、如來滅後一千六百六十年、

聖武天皇上 四十六代、号感神天皇、治廿五年  
王子男二人、女三人、一人即位

文武天皇太子、母右大臣藤原不比等女、皇太后宮子也、

養老八年甲子二月四日甲午、生年廿五、(於大極殿即位、即日改為神龜元年、)是依去年九月七日己巳紀朝臣家稗於大和国白髮池得白龜貢上、仍号神龜也、

神龜二年……同年、行基菩薩造山崎橋、故老相伝云、造橋畢後、菩薩於橋上大設法会、洪水俄至、橋流入死、粗有其数云々、

神龜五年戊辰……、同年始進士試、

天平元年八月戊辰日、以皇太后藤原宮子立皇太后、是天皇母儀也、

天平二年庚午三月……同月廿九日、始建藥師寺東塔、五月、置悲田施藥兩院、以養天下飢病之徒、十月十七日乙酉……同日神叡法師為小僧都、道慈法師為律師、

天平五年癸酉……遣唐大使多治比広成、副使中臣名代、乘船四艘、忽五百九十四人渡海、沙門榮叡普昭法師等隨使入唐、天平六年甲戌三月八日、中納言已上、賜帶仗資人、

「天平七年乙亥四月辛亥日、入唐留学生從八位下々道朝臣真備……留学之間、歷十九年、凡所伝学、三史五經、名刑算術、陰陽曆道、天文漏刻、漢音書道、秘術雜占、一十三道、夫所受業、涉窮衆芸、由是大唐留惜、不許歸朝、或記云、爰吉備竊封日月、十箇日間天下令闇恠動、令占之処、日本国留學人不能歸朝、以秘術封日月、勅令免宥、遂歸本朝、已上……十一月七日、相当大唐善无畏三藏入滅之日焉、

第廿

陽成天皇 五十八代、諱貞明、治八年、王  
子男七人、女二人、无即位人、

水尾天皇太子、母皇太后高子、中納言藤長良女也、

貞觀十九年丁酉三月、……同月大納言南淵朝臣年名設尚齒宴、

元慶二年戊戌、建天台山釈迦堂、安置五僧、月日可勘、

元慶三年己亥……一云、同三年立東光寺、

元慶五年辛丑十月廿二日丁酉、……三寶曆傳、往年大禍日、供養吉祥院、時人難之、然燒文内事不可用

者、其後不幾、其家事以之為後鑒云々、未知其真偽、其字不宜、禁忌大重、唐曆注云、与上吉並用之

无妨、吉祥院供養日可尋之、已上、私云、今案、其供養時、菅丞相爵僅五位、官亦式部少輔、其頻任重職顯官、久

年、計其年序、廿箇年也、數十數祀、以後豈有危哉、如被注載、不考彼院供養之日、輒難先哲焉、後輩

以為規模、頗有怖畏而已、但不真偽之文品迷時人之言歟、管見如斯、後賢正之矣、此条可披覽、

第廿一

小松天皇 五十九代、諱時康、治四年、王  
子男十九人、女卅一人、一人即位

深草天皇第三子、母贈太政大臣正一位藤原朝臣總繼女、贈皇太后藤原沢子也、天長八年辛亥誕生、承和十三年丙

寅正月七日敍四品、年十、同十五年戊辰正月十三日為常陸大守、嘉祥三年庚午五月十六日任中務卿、年廿、仁

壽元年辛未十一月廿五日敍三品、年廿、貞觀六年甲申正月十六日兼上野大守、年卅、同八年丙戌正月十三日

兼太宰帥、年卅、同十八年丙申十二月廿六日任式部卿、年四、元慶四年正月十一日兼常陸大守、同六年壬寅正

月七日叙三品、年五、……十二、

仁和三年九月二日壬申、葬山城国葛野郡後田邑陵、一云、小  
松山陵

略記光孝天皇までの条において、今迄出典を求め得ない文は以上の如くである。この中においても、欽明天皇十三年、舒明天皇元年、神龜二年の如きは、出典は明かでないけれども、引抄の記事なること明かであるから、これも除

き得るであろう。また崇峻天皇元年、推古天皇元年、同十三年、同三十三年、および靈龜二年の条は、元興寺に関する記事である。推古天皇十三年の条は、日本書紀の記事と元興寺伽藍縁起並流記資財帳を混綴しているが、他は所拠を見出さない。元興寺縁起としては、この天平十九年の縁起の外に、天安二年の仏本伝来記が現存しているが、これにも一致しない。しかし伊呂波字類抄元興寺の条に「寺家縁起云」として、天平十九年並に天安二年の縁起とは異つた記事を抄記していて、略記の上引の記事もこれと所拠を等しくしているのであるまいか。なお現在の元興寺伽藍縁起並流記資財帳は、長寛三年四月二十一日、大法師慈春が抄記したもので、その奥に略記の上引の記事が「扶桑略」として抄録されている。その他にもまだあろうが、かかる他記による引抄の記事を取除いて、残るところの記事を吟味すると、第一に考えられることは、各代の天皇についての、一貫した体制である。

それはまづ、御謚号の下に、代数、治世、皇子女を分註し、ついで前紀において、父母の御名、即位年月と生年、都を掲げ、後紀において、崩年月、春秋、御陵を記している。これは用語も一定して、略記がその条その条を諸書の記事のままに書入れて、各年代の記事が極めて不整齋なのに対比し、整然としており、一つの基本的な書が基になつていることが知られる。それは恐らく帝王系図か帝皇系図の如きものであるかと思われる。すなわち和田英松博士著国書逸文に、この両書の逸文が若干あげられてある。まづ帝王系図について、略記の上引の部分、神功皇后から光孝天皇の条にあたる逸文をあげると、左の如きものがある。

- (一) 帝王系図云、欽明天皇廿三年壬午八月、遣<sub>下</sub>伐<sub>二</sub>新羅<sub>一</sub>大使大伴狭手彦連、領<sub>二</sub>数<sub>一</sub>十万、十一月新羅調貢、○袖中抄
  - (二) 帝王系図云、欽明天皇御宇、参河国狐成<sub>二</sub>人妻<sub>一</sub>云々、○河海抄
  - (三) 帝王系図云、白鳳九年十一月、依<sub>二</sub>皇后病<sub>一</sub>造<sub>二</sub>薬師寺<sub>一</sub>云々、○袖中抄三か
  - (四) 帝王系図曰、孝徳天皇二年、道<sub>一</sub>登<sub>二</sub>法師始造<sub>一</sub>宇治橋、○花鳥余情
- 廿六総角

(五) 帝王系図云、元正天皇靈龜二年丙辰八月、多治比県守安倍仲麿等遣唐、大伴山守為大使、○顯昭古  
(六) 聖武天皇、神龜五年、始進士試、帝王系図○  
河海抄九權

以上のうち、(五)と(六)は略記の他に所拠のない記事に吻合している。靈龜二年の入唐は続日本紀によれば、「安倍安麿」なのであるが、略記と帝王系図が共に「仲麿」として、誤を等しくしているのは、その関係の密接なるを証する。その他の条も、略記に悉く見えている。即ち

(一) 欽明天皇廿三年壬午八月、遣下伐新羅大使大伴狹手彦連、領數十万兵、十一月、新羅貢朝、

(二) 欽明天皇三十二年……同御代、三野国大野郡人、為覓好妻、乘路而行、時曠野中遇於姝女、語言、成我妻耶、答言、聽、……每來相寐、故隨夫語而來寐、故名為岐都禰也、……  
已上、  
靈異記 私云、聖武天皇時名三野狐者是子歟、

(三) 天武天皇九年庚辰十一月、依皇后病、造藥師寺、……

(四) 大化二年丙午、始造宇治橋、伴橋北岸銘曰、世有釋子、名曰道登、出自山尻惠滿之家、大化二年丙午之歲、構立此橋、濟度人畜  
已上、

右の(一)は全く一致している。書紀では「数万」とあるのが、略記・系図ともに数十万として誤をも共にしている。(二)は三河と三野の相違があり、原拠は靈異記にあるので帝王系図が誤つていゝるであろうが、帝王系図にこの記事があつたので、略記が靈異記により原拠を入れたとも考えられる。(三)も系図は白鳳九年とし、略記は天武天皇二年を白鳳元年としているので、略記の記事を白鳳で計算すると、白鳳八年となるが、その記事は全く吻合している。(四)も続日本紀には道昭とあるのに、系図も略記と共に宇治橋碑銘に従つていゝる。略記の記事はいずれも日本書紀、或は靈異記に出典をもつていゝるが、以上の如き吻合は、両書がそれぞれ日本書紀、或は靈異記によつたといゝ

よりは、いずれかが他の基になつていふと考へなければならぬであらう。すなわち略記は帝皇系図の如きものを基にし、更にそれによつて、(一)や(四)を靈異記或は宇治橋碑銘により改めたとすべきであらう。

なお帝皇系図には、国書逸文によると、略記の上引の文に該当する条に左の如き記事がある。

(一) 帝皇系図云、応神天皇十九年戊申十月、吉野国樺奉<sub>レ</sub>醴<sub>二</sub>天皇、而歌之被<sub>レ</sub>打<sub>二</sub>口作<sub>一</sub>、○袖中抄十、六くず人に

(二) 帝皇系図云、元年正月即位、相遜讓国、已<sub>レ</sub>經<sub>三</sub>三歳<sub>一</sub>、弟遂自死、弟者菟道稚郎子、東宮也 四年二月、四望不<sub>レ</sub>烟、即止<sub>二</sub>

三載課役、宮殿雖<sub>レ</sub>破不<sub>レ</sub>修、七年、三稔之間、百姓富寬、頌德既滿、四月天皇登<sub>レ</sub>樓見<sub>二</sub>烟盛<sub>一</sub>曰、朕既富、

御<sub>二</sub>難波高津宮<sub>一</sub>、在位八十七年、御歌云、

タカキヤニノボリテミレバケブリタツタミノカマドハニギハヒニケリ、○顯昭古今集序註上

(三) 帝皇系図云、允恭天皇之皇后、忍坂大中姫、稚淳毛<sub>二</sub>派皇子女也、衣通郎姫、皇后弟也、

右のうち、(一)は略記に出典の明らかならぬ記事として残るところのものである。この御製として伝えられるのは、延喜六年の日本紀竟宴の時、藤原時平が仁徳天皇の御仁徳をたたえて作つたものであるが、略記がこれを天皇の御製としたのは、かくの如き帝皇系図を本にしたからであらう。その他については(一)が「応神天皇十九年戊申十月、天皇幸<sub>二</sub>吉野国<sub>一</sub>」とあり、(三)は略記に見えていない。また光孝天皇以後の条においても、略記と帝皇系図の逸文と一致するものがある。即ち

逸 文

(一) 帝皇系図云、延長八年九月廿二日壬午、讓<sub>二</sub>位於皇太子<sub>一</sub>、廿七日丁亥、出<sub>レ</sub>宮御<sub>二</sub>右近衛府大將曹司<sub>一</sub>、廿九日崩、時年四十六、十月十日葬<sub>二</sub>山科山陵<sub>一</sub>、儀隨<sub>二</sub>約素<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>遺詔<sub>一</sub>也、

○醍醐寺  
雜事記

略 記

延長八年庚寅九月廿二日壬午、天皇年四十六、禪<sub>二</sub>位於皇太子寬明親王<sub>一</sub>、……廿七日丁亥、先帝出<sub>レ</sub>宮、移<sub>二</sub>御於右近衛府大將曹司<sub>一</sub>、廿九日、太上天皇崩、醍醐四、十六十月十日、葬<sub>二</sub>後山科陵<sub>一</sub>、

(二) 帝皇系図云、天曆六年三月十四日、太上天皇落飾入道

御法名、八月十五日、朱雀太上天皇崩、時年三十、葬山

城国来定寺北野陵、置御骨於醍醐山陵傍云々、○同

(三) 又云、康保四年五月十四日、天皇不子、廿五日、天皇

崩清涼殿、年卅二、即日太子嗣祚凝華舎、六月四日、

葬先皇於村上山陵、

六月廿二日詔左大臣関白、九月一日立守平親王為皇太

弟、四日、立昌子内親王為皇后、○同

天曆六年壬子八月十五日、朱雀太上法皇春秋三十崩、葬愛宕

郡山、置御骨於醍醐山陵傍、依遺詔不建山陵、不入國

忌、

康保四年丁卯五月十四日、天皇不子、廿五日、天皇春秋四十二

崩、即日嗣祚於凝華舎、山陵山城国葛野郡村上陵、六月四日

葬

九月一日以守平親王為皇太子、于時年九歲、天皇同胞弟

也、四日以昌子内親王為皇后、年十八也、

これらの条は、国史の欠けているところであるが、両書が語句においてもよく一致するのは、かかる帝皇系図が略記の基になつてゐることを示している。

本朝書籍目録を見ると、扶桑略記とならべて、

帝王系図二卷

神武以降至白川院、  
記代々君臣事、中原撰

とある。即ちこの帝王系図は単なる系図でなく、略記の如き性質のもので、神武天皇より白川天皇に至る年代記的なものであることが知られるが、これは上記の逸文により、よく裏付けられるのである。また書籍目録に「君臣事」とあるが、略記には帝王と共に、臣下の任官の年月、年齢等、他に見えない記事があり、これは愚管抄や一代要記の如き一種の補正的記事が帝王系図にあり、これを略記が本文中に入れ、或は分註したものとと思われる。扶桑略記は堀川院の御代に出来たが、それ以前に、中原氏によつて、神武天皇より白川院までの帝王系図ができていたとすれば、かかるものを基本としたと考へても決して無理ではあるまい。そして略記には、「一云」「一説云」として、異説を掲げているのにより、数種の帝王系図を参考していることが考へられる。

次に、略記の他記による引抄の記事を除いて、残るところの記事において、帝王系図とは別に一貫した構成をとつてゐるものに、和漢対照の年表的記事がある。これらは略記の編者が直接、漢史と対照したのでなく、すでにかく対比された年代記によつたのであることは、敏達天皇六年の条に、

六年丁酉六月廿二日、相<sub>三</sub>当陳大建九年、南岳思大師入寂之日<sub>二</sub>也、由<sub>三</sub>靈応伝第四卷之文、引<sub>三</sub>合和漢年代曆<sub>一</sub>計<sub>レ</sub>之也。

とあるのによつて知られる。欽明天皇三十年の条に

三十年己丑四月十四日、相<sub>三</sub>当陳大建元年己丑、傳大士入滅之日<sub>一</sub>、本伝曰、雙林寺実録云……

とあるのも、雙林寺実録の文を和漢年代曆に引合せて計つたことが明かであるが、このように支那の僧の入滅の日を引合させたものは、他にも多い。この和漢年代曆とは、恐らく源信の著ではないかと思われる。源信の著に「和漢年代記一卷」があつたことは、本朝台祖撰述密部書目、諸師製作目録、釋教諸師製作目録等に見えるが、略記抄二天平勝宝六年の条に、

四月、東大寺建<sub>三</sub>戒壇<sub>一</sub>、天皇初登壇受<sub>三</sub>菩薩戒<sub>一</sub>、乃至証修等四百余人、靈福等旧僧八十人、皆重受戒、私云、鑒真

和尚所<sub>レ</sub>伝、已是菩薩戒也、而中古改為<sub>三</sub>声聞戒<sub>一</sub>、其旨未<sub>レ</sub>詳、已上、横川源信僧都私言也

とあり、私云より前文は東征伝の文であるが、ここに「私云」として、源信の私言が突然、記入せられているのは、略記の基となつた和漢年代記が源信の著で、それにかく記せられてあつたからではあるまいか。仏滅年代の対比もこの年代記によつたものであるまいか。なお天智天皇の条に、天皇の崩御についての一説をあげているが、要事要略第廿九「山科陵」の条に

年代記云、辛未、此年天皇乘<sub>レ</sub>馬行<sub>レ</sub>事、幸<sub>三</sub>山科之郷<sub>一</sub>之間、更不<sub>三</sub>還御<sub>一</sub>、交<sub>三</sub>山林<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>其崩所<sub>一</sub>、以<sub>三</sub>沓落地<sub>一</sub>為

レ陵云々、

とあり、両者全く吻合する。略記が政事要略に拠つたと見られる記事はないから、両者ともに同じ年代記に拠つたのであり、それは恐らく源信の和漢年代記であろう。

以上の如くして、扶桑略記はまず帝王系図の類を根本とし、これに和漢年代記を書入れ、更にそののち、六国史以下の実録、とくに僧伝、縁起等の仏教関係の記事を書入れて編されたものと推定されるのである。

## 第五章 餘言

以上、三章にわたつて、扶桑略記が帝王系図をもとにし、国史実録、僧伝縁起等を引抄して編纂された次第を論証したのであるが、最後に扶桑略記の史的意義について一言して、結びとしよう。

第一に略記が引用記事に出典を註したことである。これはわが国史学史上、一つの新しい体例を開いたものであり、しかもそののち長く絶え、大日本史に至りようやく復活したところで、近代的な修史の形式の先駆として嘆賞すべきところであろう。この故に、多くの逸書の面影を伝ええたのであり、また本稿のごとき内容の分析をも行われえたのであつた。

第二に、総合的な日本通史の編修である。古事記、あるいは日本書紀以後、国史の編纂が行われたが、それらの修史は前の国史を書きつぐという性質のものであり、これらの後を追うて新国史、あるいは本朝世紀も同じ意図の下に企てられているが、扶桑略記は仏教を中心とした日本の略史を編纂するという立場において国初以来の歴史を再編したものであつた。かくの如き意味における修史として、前に旧事本紀、ほぼ時を同じくして日本紀略をあげうるであらう。しかし旧事本紀は単に記紀古語拾遺等の分類統合であり、日本紀略も六国史時代はそれのみ抜書し、その

後は外記日記等を附加したに過ぎず、いわば本朝世紀のごとき新しき編著に、それ以前の史書を結びつけたに過ぎない。これに対し扶桑略記は帝王系図という年代記を基にして、国史、日記、実録、伝記、縁起、その他多くの記録を蒐集して、全く新たな通史をここに編纂したのである。もとよりその引抄の法において、また記述において問題となる点が多いが、国初以来の歴史についての編纂事業を初めて企てたものであり、この点においても史学史上、注目されるであろう。

第三に注意すべきは、その歴史意識である。略記は大体において史料の綴輯であり、その歴史観を明かにのべている条は殆んどないが、国史全体を綜観するに、末法思想の立場を以て貫いている。神武天皇以来、各天皇の元年を仏滅年代と対比しているのはその意識の表われであり、さらに後冷泉天皇の永承七年の条に「今年始入三末法」と記し、永保元年の条に「今年入三末法一歴三三十年矣」と記し、また永保四年の条に「如来滅後経三十三三年」とあるのは、いよいよ末法に入ったとの意識を表わし、これにより歴史事実を考えようとし、かの山寺両門の鬭争を鬭諍堅固の表われと考へ、詳細にこれを叙述しているのである。それが愚管抄のように明確な理論を展開していないのは、一に史料を編集するという立場の然らしめるところであり、その根底においては已に愚管抄的歴史観が存するとは明かである。これが大鏡の史論的立場と結びつくとき、愚管抄となるのである。

第四に注意すべきは、その史料批判である。略記の編者は、史料の引抄のみに止めることを原則とし、これに意見のある場合は「私云」と分註していることは所々にあげたごとくであるが、それが諸書間の異同について、また年月日の矛盾について、極めて精緻な批判であり、科学的な立論であるものが多い。これも愚管抄、あるいは神皇正統記、元享積書等に見える批判の先駆とすることが出来る。

第五に注意すべきは、世界史的立場をとつていふことである。すなわち各所において印度の年代を記し、支那の年

号とも対比して、それぞれの国の記事をも抄記している。これは仏教中心という立場が自ら然らしめたところであるが、かかる和漢対照の歴史書はこれが最初であり、こののちの年代記に大きな影響を及ぼしたところであつた。

扶桑略記の史的意義として注意すべき点として、上記のごときことが考えられるが、その中において略記を重からしめたのは第二の点であろう。略記はいわば当時唯一の通史として、またあらゆる記録の集大成として非常に便利なものであつたが、また権威あるものとして考えられたのである。かくて初めに見たごとく、種々の書に引抄され、利用されたのであろう。

略記とほぼ同じ地盤の上に立つて、別の形をとつて成立したのは今昔物語であつた。これは説話を中心としたものであるが、略記と同じく印度支那日本のものを対象とし、しかも国史、実録、伝記、靈驗記、往生記、縁起その他の書物を材料とし、長大な材料の抄訳を行つたのである。これに対して、扶桑略記は、ほぼ同じ材料を蒐集抄出し、編年的に編纂したものである。国文学史上における今昔物語の位置は極めて重大であるが、日本史学史上における扶桑略記の位置も、それに劣らず大きなものというるであらう。かの愚管抄は、この扶桑略記の後をうけ、その地盤の上に実を結んでものに外ならないのである。

〔附記〕 先年、森克己博士より、その編集にあたられた和田先生遺著「国書逸文」を贈呈にあずかつた。本研究において同書の恩恵に浴するところ少なくない。ここに謹んで謝意を表す。